

福井県 社会的養育推進計画

(令和7年改定)



令和7年3月
福井県

目 次

第1章 計画改定の基本的事項	1
1 計画改定の趣旨	
2 計画の基本理念および全体像	
3 計画期間	
4 推進体制	
5 他計画との関係	
6 本計画における用語の定義	
 第2章 社会的養育の現状	
1 児童相談対応の現状	5
2 社会的養育の現状	10
3 前回計画の指標と進捗状況（令和5年度末時点）	15
4 計画期間の代替養育を必要とするこども数の見込み	17
 第3章 社会的養育推進の取組および主な目標	
1 こどもが家庭で安心して暮らすための支援の充実	19
（1）市町のこども家庭支援体制の強化	
（2）こどもが安心して頼れる親子関係の構築	
（3）支援を必要とする妊産婦等の支援	
2 家庭と同様の環境における養育の推進	28
（1）里親等への委託推進	
（2）施設の小規模かつ地域分散化等	
3 こどもの自立支援の推進	37
（1）こどもたちの自立支援の推進	
4 こどもの権利擁護の強化	41
（1）当事者であるこどもの権利擁護	
（2）一時保護の体制強化	
（3）児童相談所の体制強化	
 （参考資料）	
策定経過	51
策定委員会開催要領、策定委員会委員、ワーキンググループメンバー	52

第1章 計画改定の基本的事項

1 計画改定の趣旨

福井県では、令和2年3月に、平成28年に改正された児童福祉法等による社会的養護の抜本的見直しを受け、令和2年から令和11年の10年間を計画期間とした「福井県社会的養育推進計画（以下、「前回計画」という）」を策定し各取組を推進してきたところです。

令和6年3月に、こども家庭庁は、前回計画の進捗等を踏まえて不足している取組や、新たに顕在化した課題、令和4年に改正された児童福祉法の内容等に対応するため、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（以下、「策定要領」という）」を改定し、各都道府県で策定している計画の全面的な見直しを図るよう方針を示しました。

この計画は、こども家庭庁が示す策定要領に基づき、前回計画の中間年に計画内容を全面的に見直したものです。

○これまでの国の主な動き

- H23.3 ○「里親委託ガイドライン」の策定
- H23.7 ○「社会的養護の課題と将来像」のとりまとめ
- H24.10 ○「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」のとりまとめ
○家庭的養護推進計画の策定を施設、都道府県に依頼
- H28.5 ○児童福祉法等の一部を改正する法律の成立
(「子どもが権利の主体」「家庭養育優先原則」の明記)
- H29.8 ○「新しい社会的養育ビジョン」とりまとめ
(改正児童福祉法の理念の具体化、改革の工程等を提示等)
- H30.7 ○「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」通知
- R4.6 ○児童福祉法等の一部を改正する法律の成立
(こどもの権利擁護、家庭支援、自立支援等の具体化)
- R6.3 ○「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」改定通知

○これまでの県の主な動き

- H27.9 ○児童養護施設等の小規模化・地域分散化等の推進を目的とする
「都道府県推進計画」を策定
- R2.3 ○都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき、こどもの最善の利益の実現に向けた「福井県社会的養育推進計画」を策定

1-1 国の示す方向性

前回計画は、平成29年（2017年）8月に国が取りまとめた「新しい社会的養育ビジョン」において明記された、こどもの家庭養育優先原則に基づき、家庭と同様の環境における養育を推進し、全年齢層にわたって里親委託率の向上を図ることとしていました。

このたびの策定要領の改定においては、さらなる里親等委託の推進を図るとともに、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「令和4年改正児童福祉法」という）で新たに定められた、家庭における養育の支援強化や、社会的養護を経験したこどもの自立支援の充実、こどもの意見を踏まえた支援の実施などに

取組んでいく必要があることが示されました。

1-2 県の計画改定の進め方

本県の計画の改定にあたっては、令和6年5月に設置した3つのワーキンググループ（①環境整備ワーキンググループ、②相談支援ワーキンググループ、③施設・里親ワーキンググループ）において、現在の計画の進捗などの評価を行ったうえで、国の策定要領に示す検討項目ごとに土台となる取組案を作成し、その後、「福井県社会的養育推進計画策定委員会」において、内容の協議を行いました。

〇国の前回要領と改定後要領の計画記載事項（国の策定要領より）

前回計画の記載事項	改定された要領による記載事項
1 社会的養育の体制整備の基本的考え方	1 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
2 当事者であるこどもの権利擁護	2 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
3 市町村のこどもの家庭支援体制の構築等	3 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
①市町村の相談支援体制の整備	①市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組
②民間団体等との協力体制の構築	②市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組
4 各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込	③児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組
5 里親等への委託の推進	4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
①フォスターリング業務の包括的な実施体制の整備	5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
②里親やファミリーホームへの委託こども数等	6 一時保護改革に向けた取組
6 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築	7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換	①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組
8 一時保護改革	②親子関係再構築に向けた取組
9 社会的養護自立支援事業の実施	③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
10 児童相談所の強化等	8 里親等への委託の推進に向けた取組
①児童相談所の体制強化	①里親等への委託こども数の見込み等
②中核市における児童相談所の設置等の課題	②里親支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組
	9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
	①施設で養育が必要なこども数の見込み
	②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
	10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
	①自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握
	②社会的養護経験者等の自立に向けた取組
	11 児童相談所の強化等に向けた取組
	①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組
	②都道府県（児童相談所）における児童相談所設置・人材確保・育成等に向けた取組
	12 障害児入所施設における支援

2 計画の基本理念および全体像

【基本理念】

- (1) こどもが権利の主体であり、こどもの最善の利益を優先
- (2) 家庭養育を優先するとともに、信頼できる親・大人との永続的な関係性の確保
- (3) 支援を必要とするこどもや家庭を、できる限り地域で支える社会的養育体制の実現

【全体像】

この計画は、本県における今後の代替養育を必要とするこどもの数を見込むとともに、基本理念に基づき社会的養育を推進するため、取組を4つの柱に分類し、その下にそれぞれの具体的な取組事項を設け、今後行っていく取組および目指すべき目標を定めます。

また、計画を推進していく上では、下記に定めた事項を共通した方針として位置づけ取組を進めていきます。

- ①こどもや家庭の声・ニーズを適切に把握する。
- ②地域や年代等による格差のない支援が受けられる環境を確保する。
- ③県（児童相談所）、市町、社会的養育関係者が一体となって包括的な支援を行う。

○本県の社会的養護を推進するための4つの柱と取組事項

1 こどもが家庭で安心して暮らすための支援の充実

- (1) 市町のこども家庭支援体制の強化（国要領③）
- (2) こどもが安心して頼れる親子関係の構築（国要領⑦）
- (3) 支援を必要とする妊産婦等の支援（国要領④）

2 家庭と同様の環境における養育の推進

- (1) 里親等への委託推進（国要領⑧）
- (2) 施設の小規模かつ地域分散化等（国要領⑨⑫）

3 こどもの自立支援の推進

- (1) こどもたちの自立支援の推進（国要領⑩）

4 こどもの権利擁護の強化

- (1) 当事者であるこどもの権利擁護（国要領②）
- (2) 一時保護の体制強化（国要領⑥）
- (3) 児童相談所の体制強化（国要領⑪）

※（ ）内は国の計画策定要領の番号

3 計画期間

改定する計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

※前回計画（令和2（2020）年度から令和11（2029）年度まで）の後期の5年間

4 推進体制

計画の進捗状況については、毎年度、関係機関（児童入所施設長会議、社会的養護経験者ネットワーク会議等）とともに検証を行い、福井県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に検証結果を報告します。また、計画期間中であっても、必要な場合には、計画の見直しを行い、取組の促進を図ります。

5 他計画との関係

この計画は、本県のこども・子育て支援施策全般の推進計画である「福井県こども・子育て応援計画」に反映します。

6 本計画における用語の定義

本計画においては、以下の定義で用語を用いています。

用語	用語の本計画における定義
社会的養護	保護者のない児童や、保護者による養育が困難な児童を、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。
社会的養育	社会がこどもの養育に対して保護者（家庭）とともに責任を持ち、家庭を支援すること。対象はすべてのこどもであり、家庭で暮らすこどもから代替養育を受けているこども、その胎児期から自立するまでのこども。
代替養育	家庭から分離して施設やほかの家庭でこどもを養育すること。
パーマネンシー保障	生涯にわたって信頼できる大人との永続的な関係性の確保を保障すること。
こども	心身の発達過程にある者のこと。（「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね 18 歳まで）、「青年期」（おおむね 18 歳以降 からおおむね 30 歳未満）に区分される。）
児童	児童福祉法に基づく児童で、18 歳未満の者のこと。ただし、措置を延長している 18 歳以上のこどもを含む。
里親等	里親と小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）のこと。
里親等委託率	乳児院、児童養護施設、里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）への措置・委託児童の合計に対する里親および小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）委託児童数の割合のこと。
措置	福祉的な支援を必要としている人に対し、行政が必要性を判断して支援の利用を決定すること。

第2章 社会的養育の現状

1 児童相談対応の現状

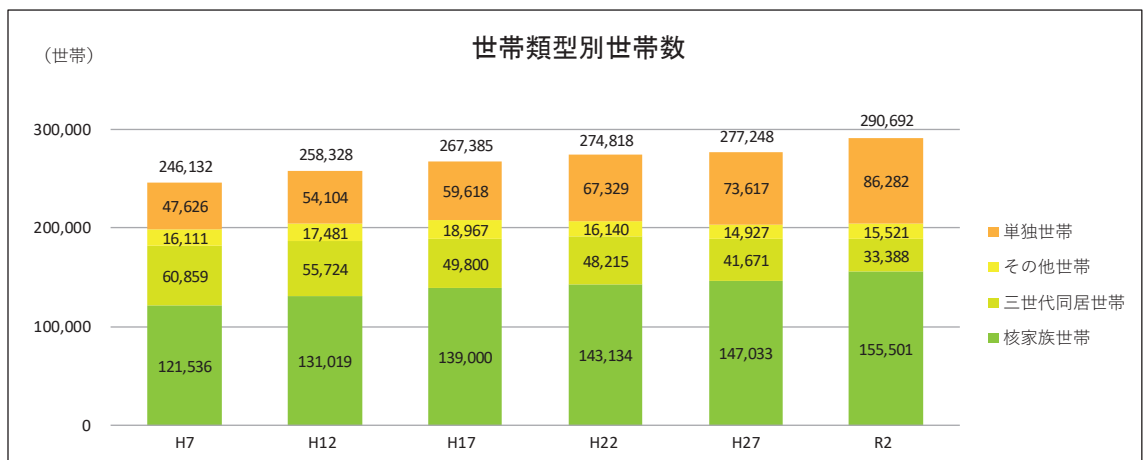
(1) 人口・児童人口および世帯数（10月1日現在）

人口全体が減少しており、児童人口も10年間で約2万人減少しています。

一方、世帯数は増加傾向にあり、世帯種類別では核家族世帯と単独世帯が増加し、三世代同居世帯は減少しています。

年	県人口	児童人口	0～2歳	3～5歳	6～17歳
H26 (2014)	789,633	130,054	19,528	20,443	90,083
H27 (2015)	786,740	127,470	18,113	19,773	89,584
H28 (2016)	782,232	125,301	17,952	19,361	87,988
H29 (2017)	778,329	123,245	18,016	18,692	86,537
H30 (2018)	773,731	120,894	17,973	18,144	84,777
R1 (2019)	767,742	118,628	17,387	18,011	83,230
R2 (2020)	766,863	116,447	16,863	18,000	81,584
R3 (2021)	760,209	115,337	15,843	17,393	82,101
R4 (2022)	752,976	112,859	15,508	16,773	80,578
R5 (2023)	744,568	110,369	15,039	16,163	79,167

（出典：福井県の推計人口、H27・R2国勢調査）



（出典：国勢調査）

(2) 児童相談所の管内状況

児童・女性相談所は嶺北地域、敦賀児童相談所は嶺南地域を所管しています。

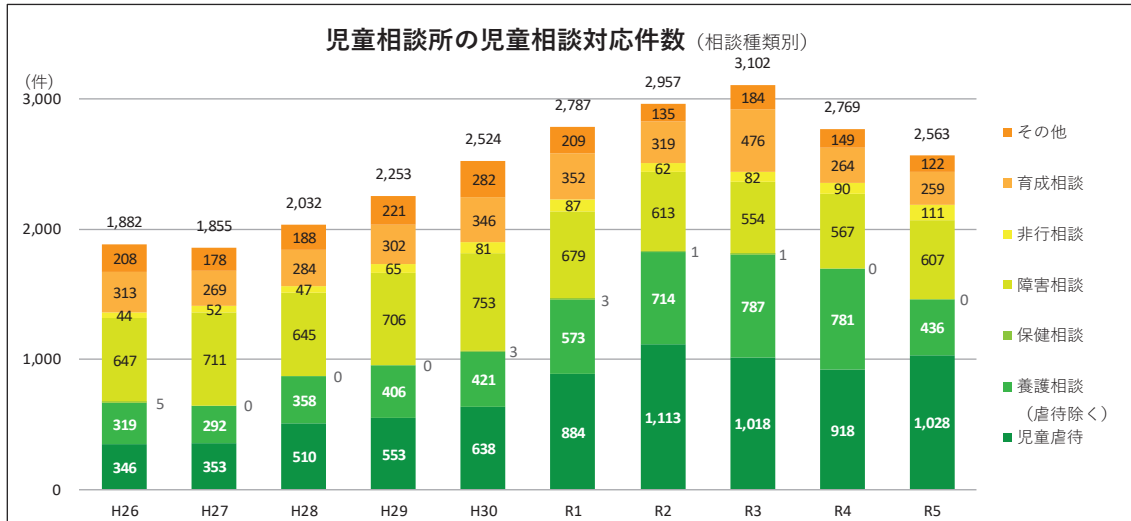
	児童・女性相談所(福井児童相談所)	敦賀児童相談所	計
所在地	福井市	敦賀市	
所管地域 (市町)	11市町(嶺北地域) 福井市、大野市、勝山市、鯖江市、 越前市、あわら市、坂井市、 永平寺町、池田町、南越前町、越前町	6市町(嶺南地域) 敦賀市、小浜市、美浜町、 高浜町、おおい町、若狭町	17市町
面積	3,090 km ²	1,099 km ²	4,189 km ²
人口 (R5)	615,039 人	129,529 人	744,568 人
児童人口(R5)	91,419 人	18,950 人	110,369 人

（出典：福井県の推計人口）

(3) 児童相談所における児童相談対応件数

○相談種類別相談件数

児童相談所への相談件数は令和3年度をピークに高止まりしており、相談内容は養護相談、児童虐待相談の割合が高くなっています。



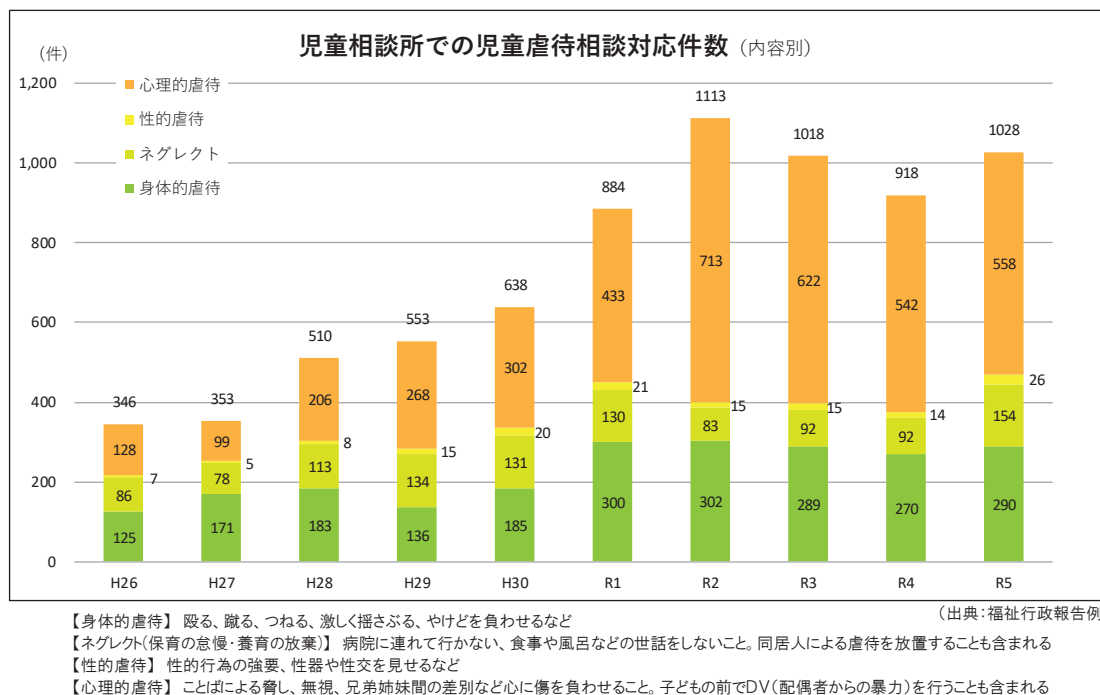
	年度	養護相談	虐待	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他	合計
県全体	H26	665	346	5	647	44	313	208	1,882
	H27	645	353	0	711	52	269	178	1,855
	H28	868	510	0	645	47	284	188	2,032
	H29	959	553	0	706	65	302	221	2,253
	H30	1,059	638	3	753	81	346	282	2,524
	R1	1,457	884	3	679	87	352	209	2,787
	R2	1,827	1,113	1	613	62	319	135	2,957
	R3	1,805	1,018	1	554	82	476	184	3,102
	R4	1,699	918	0	567	90	264	149	2,769
	R5	1,464	1,028	0	607	111	259	122	2,563
児童・女性相談所	H26	517	299	5	413	36	188	173	1,281
	H27	486	289	0	416	42	186	167	1,326
	H28	696	443	0	418	42	160	173	1,363
	H29	790	475	0	443	55	167	200	1,141
	H30	773	484	3	465	74	184	251	1,179
	R1	1,130	713	3	424	73	202	178	2,010
	R2	1,479	911	1	449	39	148	114	2,230
	R3	1,437	833	0	459	60	224	181	2,361
	R4	1,266	725	0	465	52	176	142	2,101
	R5	1,134	806	0	481	82	200	122	2,019
敦賀児童相談所	H26	148	47	0	234	8	125	35	550
	H27	159	64	0	295	10	83	11	558
	H28	172	67	0	227	5	124	15	543
	H29	169	78	0	263	10	135	21	598
	H30	286	154	0	288	7	162	31	774
	R1	327	171	0	255	14	150	31	777
	R2	348	202	0	164	23	171	21	727
	R3	368	185	1	95	22	252	3	742
	R4	433	193	0	102	38	88	7	668
	R5	330	222	0	126	29	59	0	544

【養護相談】 児童虐待相談、保護者の家出・死亡・離婚・入院等による養育困難、養子縁組相談 等
 【保健相談】 未熟児・虚弱児、疾患等を有する子どもに関する相談
 【障害相談】 肢体不自由、視聴覚障害、言語発達障害、重症心身障害、知的障害、発達障害に関する相談
 【非行相談】 ぐ犯等相談、触法行為等相談
 【育成相談】 性格行動、家庭内暴力、不登校、育児・しつけ等に関する相談

（出典：福祉行政報告例）

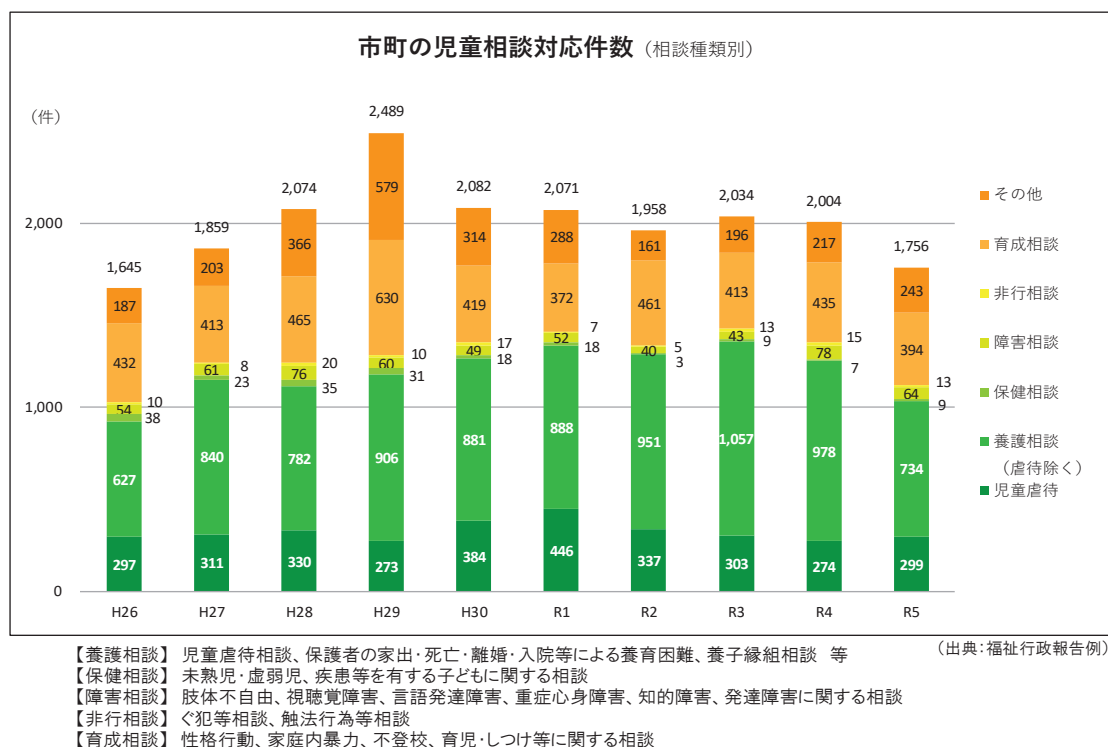
○児童虐待相談

相談件数は虐待内容にかかわらず令和2年度をピークに高止まりしていますが、特に令和元年度を境に心理的虐待に関する相談が増加しています。その要因として、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力事案（面前DV）について、警察からの通告が増加していることがあります。



(4) 市町における児童相談対応件数

相談件数総数は近年2,000件前後で推移しています。養護相談と育成相談が中心となっており、児童虐待に関する相談は全体の1割から2割程度となっています。



○こども家庭センターの設置状況

母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて子育てに困難を抱える家庭を包括的に支援するこども家庭センターは、令和6年5月現在、県内13市町に13センター設置されています。未設置の市町においても開設に向けて準備を進めています。

令和6年5月1日現在

自治体名	こども家庭センターの設置状況		
	名称	児童福祉機能の類型	設置年月日
福井市	福井市こども家庭センター	中規模型	令和6年4月1日
敦賀市	未設置		
小浜市	小浜市子育て応援センターすくすく	小規模A型	令和6年4月1日
大野市	大野市こども家庭センター	小規模A型	令和6年4月1日
勝山市	勝山市こども家庭センター	小規模A型	令和6年4月1日
鯖江市	鯖江市こども家庭センター	小規模B型	令和6年4月1日
あわら市	あわら市こども家庭センター	小規模A型	令和6年4月1日
越前市	越前市こども家庭センター	小規模B型	令和6年4月1日
坂井市	坂井市こども家庭センター	小規模B型	令和6年4月1日
永平寺町	未設置		
池田町	未設置		
南越前町	南越前町こども家庭センター	小規模A型	令和6年4月1日
越前町	未設置		
美浜町	美浜町子ども・子育てサポートセンター	小規模A型	令和6年4月1日
高浜町	高浜町こども家庭センターkurumu	小規模A型	令和6年4月1日
おおい町	おおい町子育て世代包括支援センター	小規模A型	令和6年4月1日
若狭町	若狭町こども家庭センター	小規模A型	令和6年4月1日

小規模型A型：児童人口概ね0.9 万人未満（人口約5.6 万人未満）（出典：県児童家庭課調べ）

小規模型B型：児童人口概ね0.9 万人以上1.8 万人未満（人口約5.6 万人以上約11.3 万人未満）

中規模型：児童人口概ね2.7 万人以上7.2 万人未満（人口約17 万人以上約45 万人未満）

（５）児童家庭支援センターにおける児童相談対応件数

地域のこどもに関する様々な家庭の問題等について、専門的な知識および技術を必要とするこども等に対して必要な助言等を行う児童家庭支援センターは、県内に4か所設置されており、令和5年度は1センターあたり年間2,200件の相談対応を行っています。

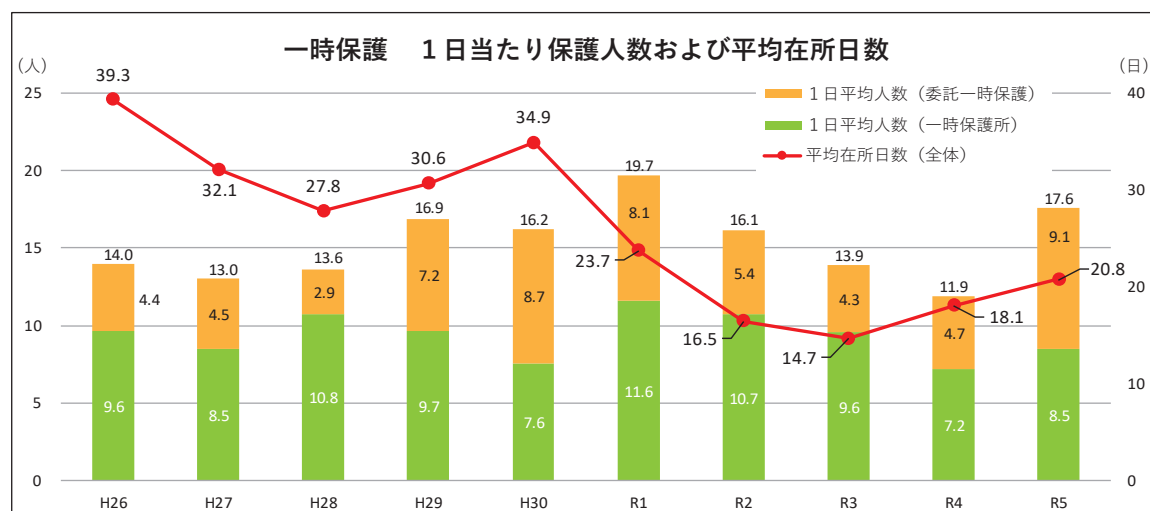
名 称	設置者	住所地	事業対象地域	年間相談対応延件数				
				R1	R2	R3	R4	R5
児童家庭支援センター白梅	(福)白梅学園	小浜市	嶺南地域	2,376	1,816	2,187	1,909	1,771
おくえつ児童家庭支援センターめぐみ	(福)日の出善隣館	大野市	奥越地域	1,256	1,149	893	785	968
あわら児童家庭支援センター	(福)聖徳園	あわら市	福井・坂井地域	1,315	1,198	1,514	1,436	3,900
児童家庭支援センター一陽	(福)越前自立支援協会	越前市	丹南地域	1,753	1,517	1,834	2,043	2,252

（出典：県児童家庭課調べ）

(6) 一時保護

一時保護の実件数は前回計画策定時（平成26～30年度）に比べ増加傾向にあります。1日当たりの保護人数は近年は15～20人で推移しており、平均在所日数は10年前と比べ1/2程度と大幅に減少しています。

保護理由では、虐待または養護が約8割となっています。



年度	一時保護所への一時保護				児童福祉施設等への一時保護委託				合 計			
	実件数 (件)	延べ日数 (日)	平均 在所日数 (日)	一日平均 人数 (人)	実件数 (件)	延べ日数 (日)	平均 在所日数 (日)	一日平均 人数 (人)	実件数 (件)	延べ日数 (日)	平均 在所日数 (日)	一日平均 人数 (人)
H26	101	3,515	34.8	9.6	29	1,591	54.9	4.4	130	5,106	39.3	14.0
H27	104	3,112	29.9	8.5	44	1,637	37.2	4.5	148	4,749	32.1	13.0
H28	140	3,924	28.0	10.8	39	1,053	27.0	2.9	179	4,977	27.8	13.6
H29	132	3,528	26.7	9.7	69	2,631	38.1	7.2	201	6,159	30.6	16.9
H30	99	2,769	28.0	7.6	71	3,158	44.5	8.7	170	5,927	34.9	16.2
R1	187	4,237	22.7	11.6	116	2,944	25.4	8.1	303	7,181	23.7	19.7
R2	225	3,905	17.4	10.7	132	1,978	15.0	5.4	357	5,883	16.5	16.1
R3	239	3,487	14.6	9.6	106	1,581	14.9	4.3	345	5,068	14.7	13.9
R4	138	2,630	19.1	7.2	102	1,711	16.8	4.7	240	4,341	18.1	11.9
R5	167	3,100	18.6	8.5	141	3,317	23.5	9.1	308	6,417	20.8	17.6

(出典: 福祉行政報告例)

【保護理由別】

(件)

年度	一時保護所への一時保護							児童福祉施設等への一時保護委託							合 計						
	虐待	養護	障害	非行	育成	保健・その他	計	虐待	養護	障害	非行	育成	保健・その他	計	虐待	養護	障害	非行	育成	保健・その他	計
H26	72	18	0	6	4	1	101	13	16	0	0	0	0	29	85	34	0	6	4	1	130
H27	56	31	0	8	8	1	104	18	22	0	0	4	0	44	74	53	0	8	12	1	148
H28	81	38	0	8	12	1	140	16	22	0	1	0	0	39	97	60	0	9	12	1	179
H29	60	40	0	19	13	0	132	26	37	0	3	3	0	69	86	77	0	22	16	0	201
H30	52	23	0	14	10	0	99	31	35	0	4	1	0	71	83	58	0	18	11	0	170
R1	121	23	0	19	22	2	187	66	29	0	9	9	3	116	187	52	0	28	31	5	303
R2	137	32	0	21	32	3	225	55	47	0	16	9	5	132	192	79	0	37	41	8	357
R3	107	54	0	19	54	5	239	42	45	0	7	11	1	106	149	99	0	26	65	6	345
R4	64	44	0	11	19	0	138	32	50	0	4	16	0	102	96	94	0	15	35	0	240
R5	98	14	1	21	30	3	167	45	76	1	7	12	0	141	143	90	2	28	42	3	308

(出典: 福祉行政報告例)

2 社会的養育の現状

(1) 社会的養育の概況

令和5年度末の登録里親は179世帯、乳児院・児童養護施設は7か所となっており、里親または施設による代替養育を受けている児童は合計で205人となっています。

(令和6年3月31日現在)

	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親	里親計 (重複登録あり)	ファミリーホーム
概要	要保護児童を養育する里親	虐待等により心身に有害な影響を受けた児童等を養育する里親	要保護児童の養育および養子縁組により養親となることを希望する里親	扶養義務のある親族が親に代わって養育する里親		概要 養育者の住居において家庭養護を行う(定員5～6名)
登録里親数	134世帯	2世帯	69世帯	18世帯	179世帯	施設数 1か所
委託里親数	12世帯	0世帯	1世帯	18世帯	31世帯	定員 6人
委託児童数	16人	0人	1人	29人	46人	現員 1人

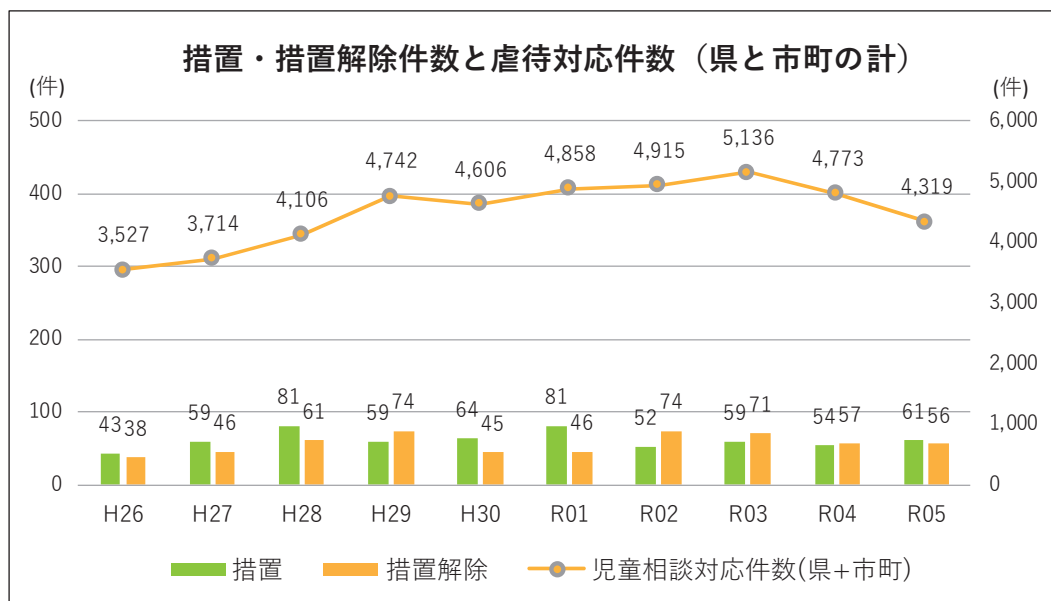
施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	2か所	5か所	0か所	1か所	1か所	1か所
定員 (暫定)	33人 (22人)	185人 (181人)	—	45人 (12人)	15世帯 (11世帯)	6人 (6人)
現員	14人	144人	—	6人	3世帯	—

※委託児童数・現員には、県外の児童相談所からの措置を含まず、県外への措置を含む

(出典：福祉行政報告例)

(2) 施設入所等措置の状況と児童虐待対応件数

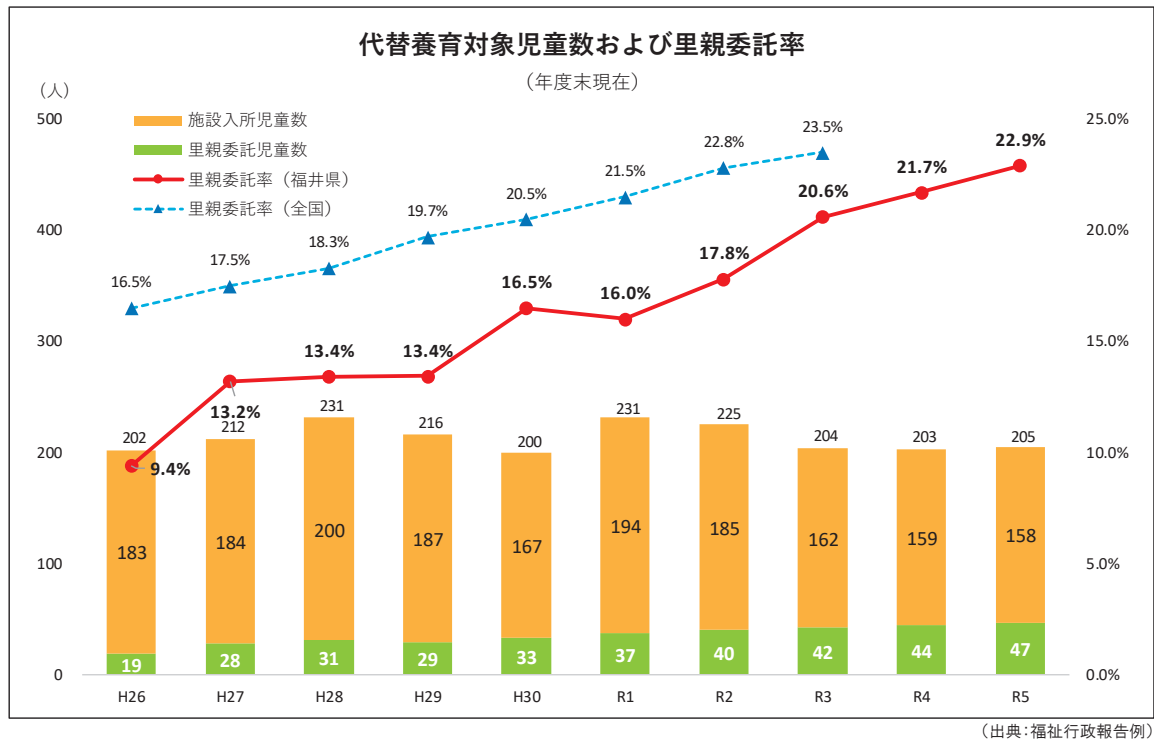
施設入所や里親委託の措置件数は年度によって変動はありますが、年間約50～60件で推移しています。措置解除件数も概ね同数となっています。なお、近年の年間措置件数は、児童相談所(県)および市町で対応した年間の児童相談件数の約1%となっており、相談があったものの99%が在宅で養育されています。



(出典：福祉行政報告例)

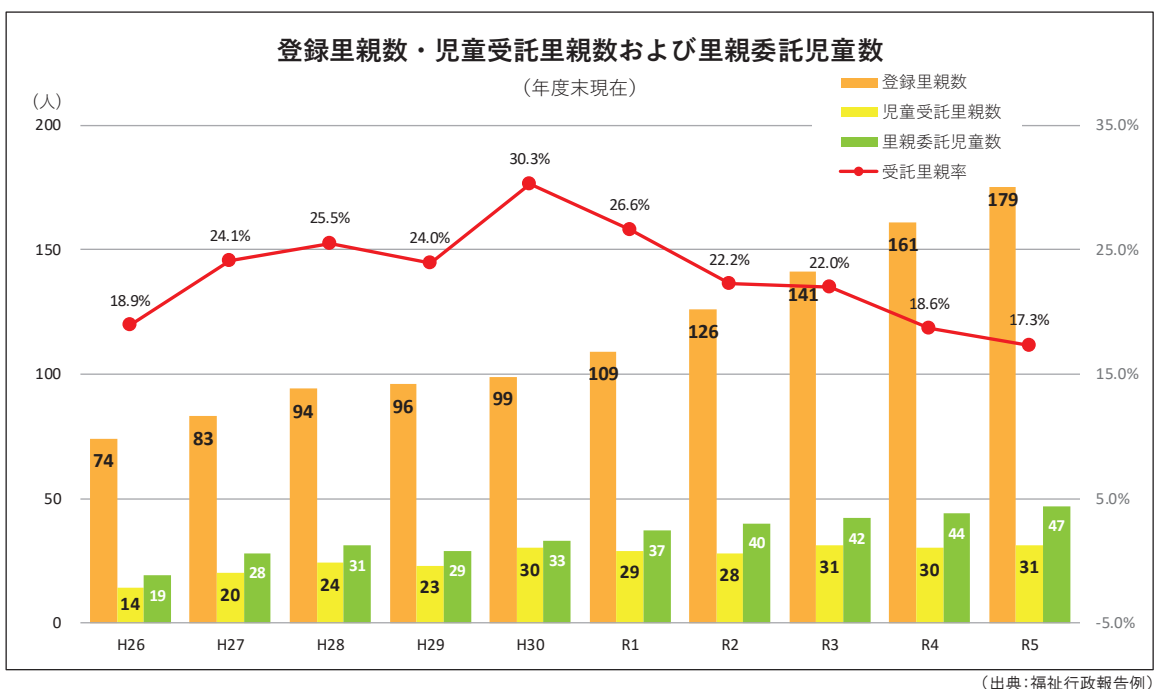
(3) 代替養育対象児童数および里親委託率

代替養育対象児童数（年度末現在）は近年200人程度で推移しています。里親委託率は増加傾向にあり、全国の里親委託率との差も小さくなっています。



(4) 登録里親数、委託児童数

登録里親数は近年増加しています。里親委託されている児童数は年々増加していますが、児童を受託している登録里親の割合は平成30年度の30.3%をピークに減少しています。



【里親種類別】（年度末現在）

（世帯、人）

	登録里親数					児童が委託されている里親数※2					里親に委託されている児童数				
	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親	計※1	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親	計	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親	計
H26	41	4	28	11	74	5	1	0	8	14	6	2	0	11	19
H27	44	1	35	11	83	9	1	1	10	20	12	1	1	14	28
H28	49	1	44	10	94	11	1	4	10	24	15	1	3	12	31
H29	64	1	39	9	96	11	1	3	9	23	15	1	2	11	29
H30	70	1	43	12	99	13	0	6	11	30	18	0	1	14	33
R01	80	1	53	12	109	14	0	3	12	29	18	0	2	17	37
R02	97	1	59	14	126	13	0	2	13	28	19	0	2	19	40
R03	111	2	59	16	141	16	0	1	14	31	20	0	1	21	42
R04	126	2	65	15	161	13	0	2	15	30	17	0	2	25	44
R05	134	2	69	18	179	12	0	1	18	31	16	0	1	29	47

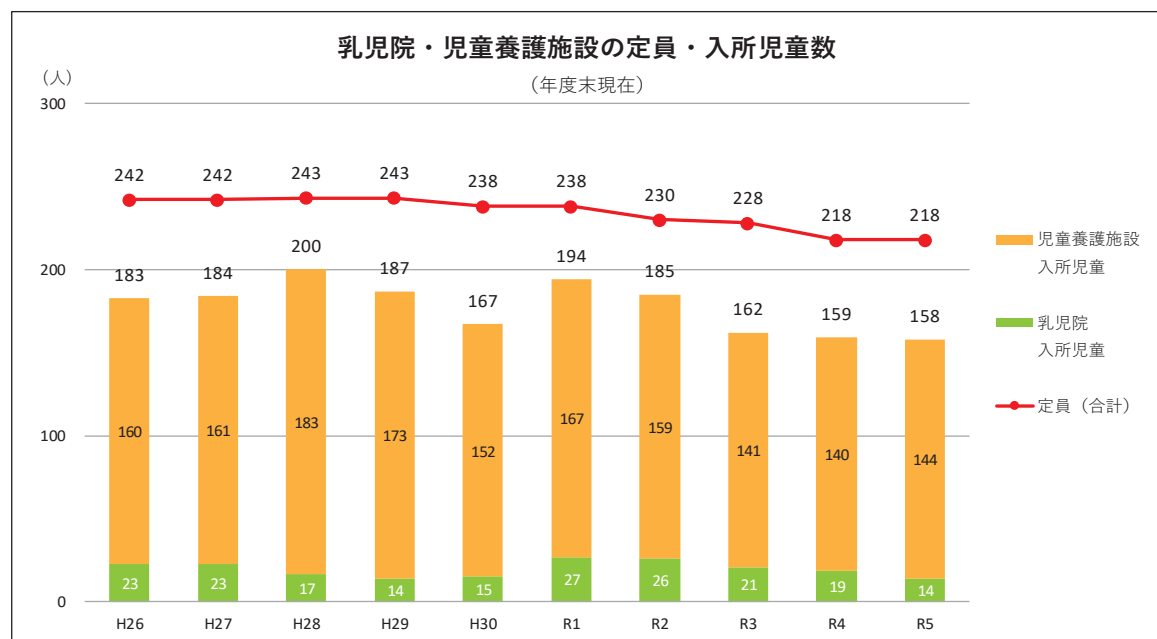
※1 養育里親と養子縁組里親は重複登録があるため、各里親の合計は総数と一致しない。（出典：福祉行政報告例）

※2 児童が委託されている里親数には、県外の児童相談所からの委託を含む。

（５）乳児院・児童養護施設の定員、現員

施設入所児童数は減少傾向にあり、近年は約150人から160人となっており、定員に対する入所率は70%から80%になっています。

また、施設のユニット化や地域分散化に伴う定員の見直しが行われ、令和5年度末の定員は218人となっており、5年間で20人、10年間で24人減少しています。



（出典：福祉行政報告例）

年度別の乳児院・児童養護施設の定員と現員数

(年度末現在)

(人)

	定 員			現 員		
	乳児院	児童養護施設	計	乳児院	児童養護施設	計
H26	32	210	242	23	160	183
H27	32	210	242	23	161	184
H28	32	211	243	17	183	200
H29	32	211	243	14	173	187
H30	33	205	238	15	152	167
R1	33	205	238	27	167	194
R2	33	197	230	26	159	185
R3	33	195	228	21	141	162
R4	33	185	218	19	140	159
R5	33	185	218	14	144	158

(出典:福祉行政報告例)

(6) 施設等の退所児童の状況

施設や里親を退所した高校卒業生の進学、就職の状況については、令和5年度は、大学等への進学が約30%、就職が約50%、その他が約20%となっており、近年は進学率が上昇しています。

また、施設を退所した児童の退所後の状況は、進学した場合に比べ、就職の方が継続率が低い傾向にあります。

○児童養護施設および里親委託の児童の進学、就職の状況(高等学校卒業後)

		H26年度 (H27.5.1現在)		R01年度 (R02.5.1現在)		R02年度 (R03.5.1現在)		R03年度 (R04.5.1現在)		R04年度 (R05.5.1現在)		R05年度 (R06.5.1現在)	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設①		7人	100.0%	7人	100.0%	19人	100.0%	8人	100.0%	18人	100.0%	12人	100.0%
進学	大学等			2人	28.6%	1人	5.3%	2人	25.0%	5人	27.8%	2人	16.7%
	専修学校等					1人	5.3%						
	就職	7人	100.0%	5人	71.4%	15人	78.9%	6人	75.0%	13人	72.2%	7人	58.3%
	その他					2人	10.5%					3人	25.0%
里親委託②		4人	100.0%	4人	100.0%	3人	100.0%	1人	100.0%	5人	100.0%	4人	100.0%
進学	大学等	1人	25.0%							3人	60.0%	3人	75.0%
	専修学校等	1人	25.0%	2人	50.0%	1人	33.3%						
	就職	2人	50.0%	2人	50.0%	2人	66.7%	1人	100.0%	1人	20.0%	1人	25.0%
	その他									1人	20.0%		
合計(①+②)		11人	100.0%	11人	100.0%	22人	100.0%	9人	100.0%	23人	100.0%	16人	100.0%
進学	大学等	1人	9.1%	2人	18.2%	1人	4.5%	2人	22.2%	8人	34.8%	5人	31.3%
	専修学校等	1人	9.1%	2人	18.2%	2人	9.1%						
	就職	9人	81.8%	7人	63.6%	17人	77.3%	7人	77.8%	14人	60.9%	8人	50.0%
	その他					2人	9.1%			1人	4.3%	3人	18.8%

大学等：大学、短期大学、高等専門学校高等課程

専修学校等：学校教育法に基づく専修学校および各種学校、職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

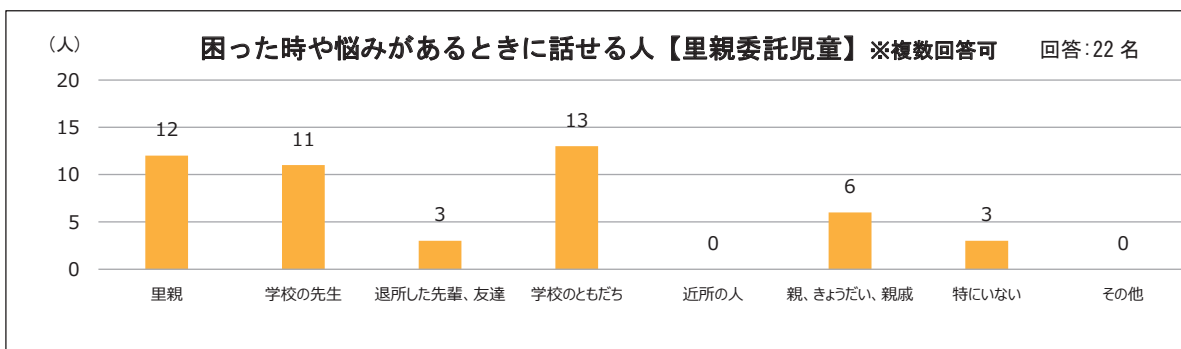
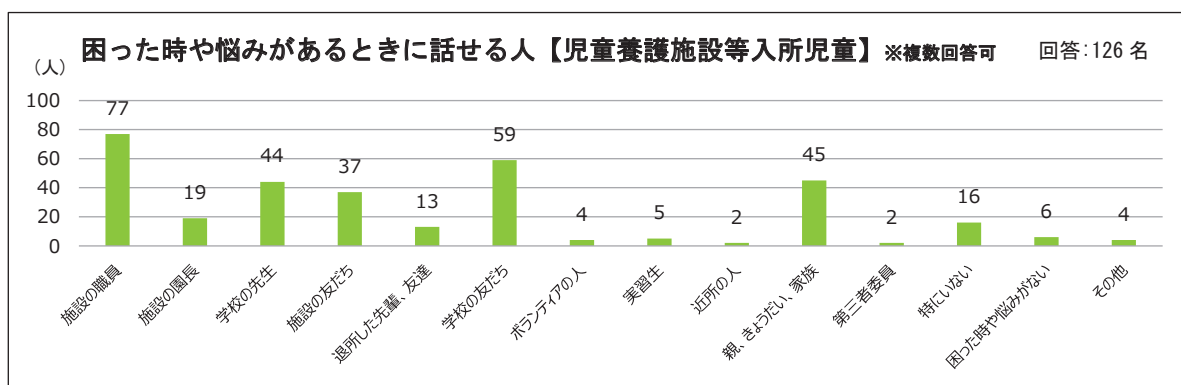
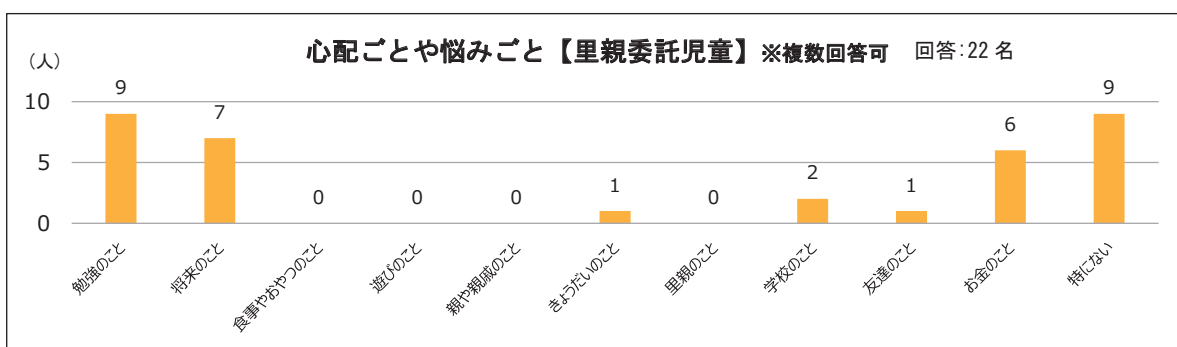
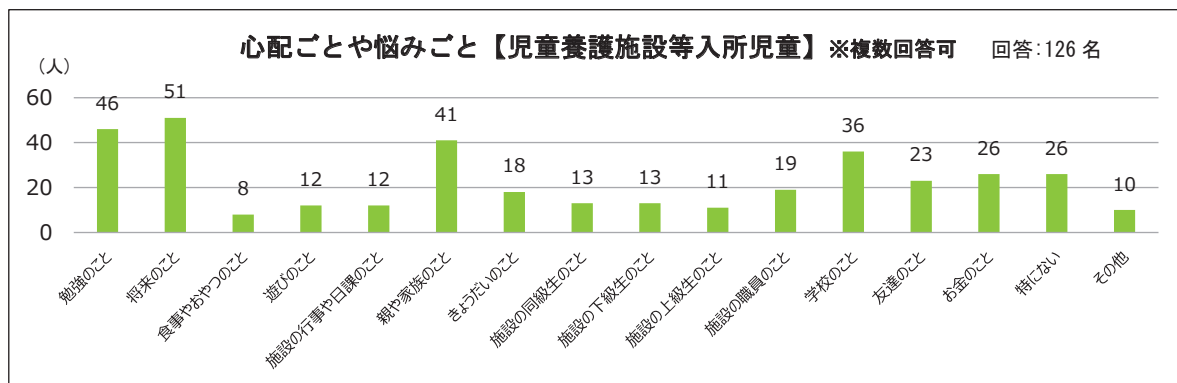
【18歳の年度中に施設を退所した児童の退所後の状況(里親委託除く)】

年度	18歳の年度中に退所した児童数	18歳の年度中に施設を退所した児童の退所後の状況(里親委託除く)									
		進学(人)	うち、R6.3現在の継続数	継続率	就職(人)	うち、R6.3現在の継続数	継続率	就労支援施設(人)	うち、R6.3現在の継続数	継続率	その他
R1	4	2	2	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	0
R2	19	1	0	0.0%	13	8	61.5%	3	2	66.7%	2
R3	12	1	1	100.0%	9	4	44.4%	1	1	100.0%	1
R4	10	3	3	100.0%	6	3	50.0%	1	1	100.0%	0
R5	15	1	1	100.0%	8	5	62.5%	3	1	33.3%	3

(7) 施設に入所している児童のアンケート結果（令和6年12月実施）

児童養護施設等に入所している児童や里親委託児童に対するアンケート調査の結果によると、現在の心配ごとや悩みごとは、児童養護施設等入所児童は、「将来のこと」、「勉強のこと」、里親委託児童は、「勉強のこと」、「特にない」の順に多くなっています。

困ったときや悩みがあるときの話せる人については、児童養護施設等入所児童は、「施設の職員」、「学校の友だち」、里親委託児童は、「学校の友だち」、「里親」の順に多くなっています。



3 前回計画の指標と進捗状況（令和5年度末時点）

1 当事者である子どもの権利擁護

計画指標	実績		目標	
	H30	R5	R6	R11
子どもの権利擁護に関する研修の実施回数	0 回	1 回	年1回以上	年1回以上

2 市町の子ども家庭支援体制の構築

計画指標	実績		目標	
	H30	R5	R6	R11
子育て世代包括支援センター設置市町数	11市町	17 市町	17 市町	17 市町
子ども家庭総合支援拠点設置市町数	4 市町	16 市町	17 市町	17 市町

3 里親等への委託の推進

計画指標		実績		目標	
		H30	R5	R6	R11
フォスタリング機関設置数		0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
登録里親数		99 組	179 組	130 組	190 組
児童 数 代 替 養 育	里親委託	33 人	47 人	50 人	92 人
	施設入所	167 人	158 人	172 人	137 人
	合計	200 人	205 人	222 人	229 人
里 親 委 託 率	里親委託率(全体)	17%	22.9%	23%	40%
	3 歳未満児	8%	33%	33%	65%
	3 歳以上就学前	24%	19%	33%	65%
	学童期以上	16%	23%	20%	35%

4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化および多機能化・機能転換

計画指標		実績		指標	
		H30	R5	R6	R11
児童 数 代 替 養 育	里親委託	33 人	47 人	50 人	92 人
	施設入所	167 人	158 人	172 人	137 人
	合計	200 人	205 人	222 人	229 人
一時保護専用施設数		0 か所	0 か所	0 か所	1 か所

5 自立支援の推進

計画指標	実績		目標	
	H30	R5	R6	R11
児童養護施設等に入所する子どもへの自立支援のための研修の回数	0 回	3 回	1回	1回

6 一時保護の体制強化

計画指標	実績		目標	
	H30	R5	R6	R11
一時保護所第三者評価の実施	—	—	実施	実施
一時保護専用施設数(再掲)	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所

7 児童相談所の体制強化

計画指標		実績		目標	
		R1	R5	R6	R11
専門職員数 児童相談所	児童福祉司	22 人	38 人	30 人以上	
	うちスーパーバイザー	4 人	11 人	6 人以上	
	児童心理司	11人	13 人	14 人以上	
	保健師	0 人	2 人	2 人以上	

4 計画期間の代替養育を必要とするこども数の見込み

(1) 代替養育対象児童の現状

本県の児童人口（0～17歳）は、平成26年には約13万人でしたが、令和5年には約11万人と10年間で約2万人減少しています。

一方、里親や乳児院・児童養護施設における代替養育の対象児童数は、年により変動はあるものの、200人程度でほぼ横ばいとなっています。

このため、児童人口に占める代替養育対象児童数の割合は増加傾向となっています。

〈児童人口と代替養育対象児童数の推移〉

年 度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
児童人口(0～17歳) ※1	130,054	127,470	125,301	123,245	120,894	118,628	116,447	115,337	112,859	110,369
代替養育対象児童数 ※2	207	215	236	221	199	231	223	204	202	205
児童人口1000人当たりの 代替養育対象児童数	1.59	1.69	1.88	1.79	1.65	1.95	1.92	1.77	1.79	1.86

※1 児童人口(0～17歳) 県統計調査課 福井県の推計人口(10月1日現在)、H27年・R2年は国勢調査

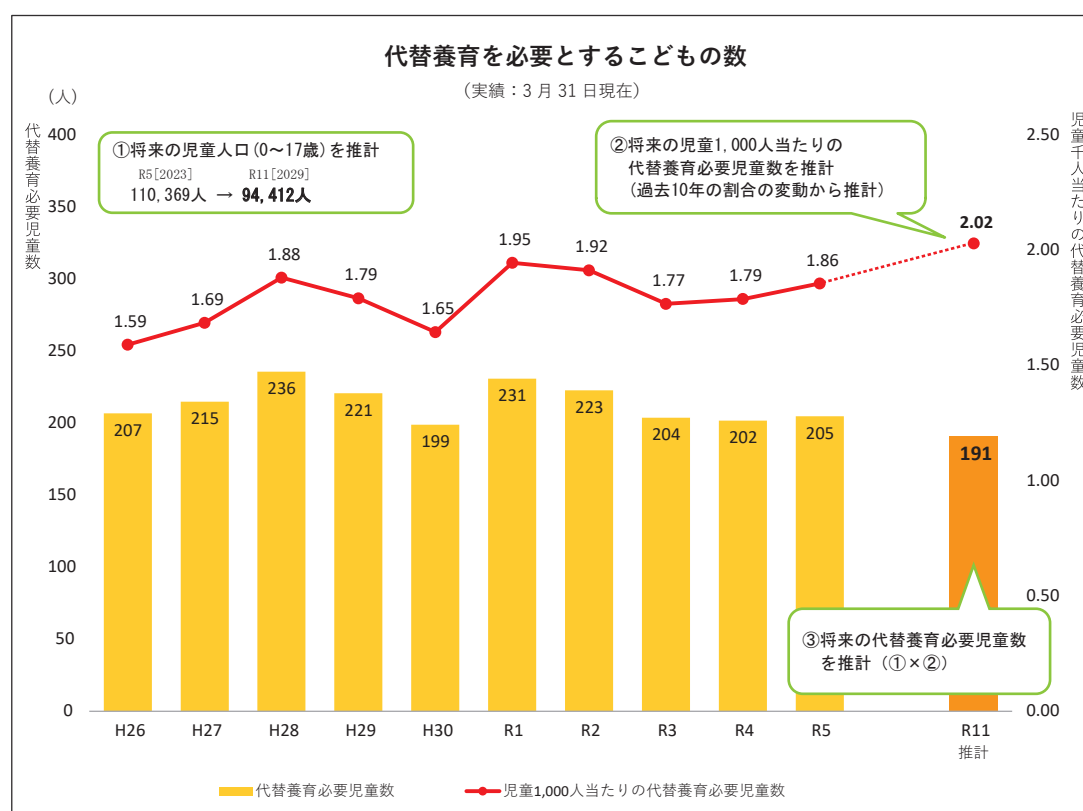
※2 代替養育対象児童数 厚生労働省福祉行政報告例第50表、第57表(3月31日現在)

(2) 代替養育を必要とするこどもの数の見込み

国立社会保障・人口問題研究所が作成した都道府県別将来推計人口をもとに、計画期間の本県の児童人口（0～17歳）を推計すると令和11年には約9.4万人となります。

また、過去10年間の児童人口に占める代替養育対象児童数の割合の変動から推計すると、計画期間中もその割合は増加傾向となります。

これらから将来の代替養育を必要とするこどもの数を推計すると、令和11年度は191人となり、直近3年の数値よりも10人程度減少すると見込まれます。



○年齢区分別代替養育を必要とするこどもの見込み

代替養育を必要とするこどもの年齢区分別内訳は、直近3年の実績を踏まえ、下表のとおり見込みます。

	実 績			推 計
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R11 (2029)
代替養育対象児童数	204	202	205	191
3歳未満	19	19	12	16
3歳以上就学前	18	19	27	20
学童期以降	167	164	166	155

○里親等委託を必要とするこどもの割合

施設入所児童のうち下記の基準の両方に該当するこどもを抽出し、全員が里親委託された場合の数を算出することにより、里親委託を必要とするこどもの割合を計算します。

〈里親委託を必要とするこどもの基準〉

- ①＜乳 幼 児＞・乳児院に半年以上措置されている乳幼児数
 - ・児童養護施設に入所するこどもで乳児院から措置変更された乳幼児数
 - ・児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数

＜学童期以降＞・児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降のこども数

- ②里親委託が困難な事由がない児童（医療的ケアが必要、本人が拒否、専門的なケアが必要等）

年 度	実 績（3月31日現在）					里親委託を必要とするこどもの数・割合				
	R3	R4	R5	R3～5平均		R3	R4	R5	R3～5平均	
代替養育を必要とする子ども数	204	202	205	204	100.0%	204	202	205	204	100.0%
3歳未満	19	19	12	17	100.0%	19	19	12	17	100.0%
3歳以上就学前	18	19	27	21	100.0%	18	19	27	21	100.0%
学童期以降	167	164	166	166	100.0%	167	164	166	166	100.0%
里親委託児童数	42	43	47	44	21.6%	69	67	55	64	31.4%
3歳未満	0	4	4	3	17.6%	15	11	6	11	64.7%
3歳以上就学前	6	5	5	5	23.8%	6	6	12	8	38.1%
学童期以降	36	34	38	36	21.7%	48	50	37	45	27.1%
施設入所児童数	162	159	158	160	78.4%	135	135	150	140	68.6%
3歳未満	19	15	8	14	82.4%	4	8	6	6	35.3%
3歳以上就学前	12	14	22	16	76.2%	12	13	15	13	61.9%
学童期以降	131	130	128	130	78.3%	119	114	129	121	72.9%

○里親等委託を必要とするこどもの数・施設での養育が必要なこどもの数の見込み

上記で算定した里親委託が必要なこどもの割合を、計画期間における代替養育が必要なこどもの数の見込みに当てはめることにより、下記のとおり見込まれます。

	R3～R5平均			R11 (2029)
代替養育対象児童数	204	100.0%		191
3歳未満	17	100.0%		16
3歳以上就学前	21	100.0%		20
学童期以降	166	100.0%		155
里親委託が必要な子ども数	64	31.4%		60
3歳未満	11	64.7%		10
3歳以上就学前	8	38.1%		8
学童期以降	45	27.1%		42
施設での養育が必要な子ども数	140	68.6%		131
3歳未満	6	35.3%		6
3歳以上就学前	13	61.9%		12
学童期以降	121	72.9%		113



I こどもが家庭で安心して暮らすための支援の充実

困難な問題を抱え支援を必要とする子育て家庭が、早期に支援を求めたり、周りの人や機関が早期に把握するなどして支援につなげることは、孤立化や家庭問題の深刻化の予防にはとても重要です。

また、親子が安心して地域で暮らし続けていくためには、継続的に見守っていく地域の支援体制も重要です。

家庭に最も近い市町を中心として、地域の関係機関が連携して予防的、継続的な支援が展開できるよう、支援体制を確保するための取組を行っています。

【1】市町のこども家庭支援体制の強化

1 基本的考え方

困難な問題を抱え支援を必要とする子育て家庭を早期に把握し、こどものニーズを満たし、保護者の養育能力の向上を図るためには、切れ目のない支援が必要です。

令和4年改正児童福祉法において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉分野）と子育て世代包括支援センター（母子保健分野）のそれぞれの機能を維持した上で、すべての妊産婦・子育て世帯、こどもに対する一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が市町の努力義務とされました。

また、新たに「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」および「親子関係形成支援事業」が創設され、既存の「子育て短期支援事業」（ショートステイやトワイライトステイ）などの事業とともに家庭支援事業¹として法律上位置付けられました。「こども家庭センター」では支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成や児童家庭支援センターなどの民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に対応する支援体制の充実・強化を図ることが重要とされています。そのためには市町が家庭支援事業の担い手や地域資源の開拓を担い、支援体制の構築と支援メニューの充実を図ることが重要です。

児童相談所においては、安全かつ健全にこどもが育つことのできる家庭維持に向けて、市町の関係機関との連携の下、こどもや保護者等を通所、訪問する等の方法により適切に支援を行っています。また、こどもや保護者の置かれている状況、地理的要因や過去の相談経緯等から、こどもの身近な場所において、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる家庭には、市町や民間の児童家庭支援センターに在宅指導措置の委託を行うことにより、効果的にこどもや保護者に対する支援を実施する必要があります。

児童家庭支援センターの役割として、市町のこども家庭センターに対する専門的な助言・援助を行うことや、家庭支援事業の実施、児童相談所からの在宅指導措置委託や市町からの在宅指導要請を積極的に受けることなどにより、市町への支援を十分に行えるよう、機能強化を図ることが求められています。

母子が分離されることなく入所し、安心・安全な環境で母子が同居しながら支援を受けられることができる「母子生活支援施設」については、DV被害に限らず、虐待、ネグレクト、

¹ 児童福祉法第21条の18に規定された6つの事業（子育て短期支援事業、養育支援訪問支援事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）を指す。これらの事業を必要とする家庭に対し、市町は事業の利用を勧奨・支援する必要がある。

障がい、親子関係の問題、生活困窮、不安定な住環境など様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援を行うことができる施設として、幅広く活用されることが期待されます。

ヤングケアラー²への支援については、令和6年6月改正の「子ども・若者育成支援推進法」にてヤングケアラーの定義がなされ、市町においては、定期的なヤングケアラーの把握や18歳未満のこどもの支援、都道府県においては、広域的な支援体制の整備や18歳以上のこども・若者の支援を行うことの役割分担も示されました。また、ヤングケアラーを早期に発見して支援につなぐためには、こども家庭福祉分野だけでなく、教育分野や介護、医療などの関係機関との連携体制を構築する必要があります。

2 本県の現状

(1) 市町の相談支援体制

令和6年4月現在、「こども家庭センター」は13市町、「要保護児童対策地域協議会³」は全市町に設置されています。

県では、地域で虐待対応や相談対応に当たる市町職員の人材育成や専門性の向上のために、「市町職員等児童虐待防止研修会」や「要保護児童対策調整機関調整担当者研修」を実施しています。「こども家庭センター統括支援員実務研修」や家庭支援事業の担い手となりうる児童入所施設と市町、県の合同会議や研修なども開催しています。

(2) 市町の家庭支援事業の実施体制

令和6年4月現在、法改正により新たに事業化された3事業については、「子育て世帯訪問支援事業」は7市町、「児童育成支援拠点事業」は1町、「親子関係形成支援事業」は2市町で実施されています。

ショートステイやトワイライトステイなどの「子育て短期支援事業」は、全市町で実施されていますが、受入れ施設は児童養護施設や乳児院に限られており、空きがなく利用できない場合があること、施設から遠い地域ではこどもを預けにくいといった課題があるため、一部市町では令和4年度から里親を預かり先として拡充し、令和6年12月現在、4市町で実施体制を整えています。

「子育て世帯訪問支援事業」の訪問支援員研修を実施市町ごとに実施するのは困難であることから、県が研修を実施しており、事業の担い手の確保に努めています。

(3) 児童家庭支援センター等の相談体制

令和6年4月現在、県内には、児童相談所が設置されていない地域に民間の社会福祉法人が設置主体となって4か所の「児童家庭支援センター」が設置されています。

「母子生活支援施設」は、県内に1か所設置されています。

(4) ヤングケアラー支援体制

令和4年度からヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンを開催しています。また、令和5年度以降は、実際に過ごすことができる居場所の確保やヤングケアラーに対する進学等の相談に応じる「キャリア相談員の配置」、「きょうだいで参加できる体験活動の開催」など支援の充実を図っています。

² 子ども・若者育成支援法の改正にて「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記。

³ 要保護児童の適切な保護、要支援児童および特定妊婦の支援等を行うため、こどもに関係する機関等により構成される機関であり、児童福祉法により地方公共団体はその設置に努めることとされている。

(5) 県・市町・関係機関の連携体制

児童相談所や市町における児童虐待対応件数は高止まりにあり、家族の多様化や社会・経済状況の変化等により複雑で対応困難なケースが増えています。市町の「要保護児童対策地域協議会」では、在宅での支援が必要な家庭だけでなく、こどもが一時保護や施設入所・里親委託された家庭も含め、関係機関が情報共有や支援内容・役割分担の協議、進行管理を行っています。

在宅支援ケースの中で、児童相談所が立てた援助方針⁴の下、在宅指導の必要があるものの、地理的条件等で児童家庭支援センターや市町での指導が望ましいケースについては、在宅指導措置の委託を行っています。

令和6年度から市町の「要保護児童対策地域協議会」において児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられる家庭について、市町が児童家庭支援センターに要請して指導を行うことができる体制を整備しています。

【市町の児童相談対応件数】

(件)

年度	面接指導			児童相談所 送致	知的障害者 福祉司・社会 福祉主事指導	助産・母子 保護の報告	その他	合 計
	助言指導	継続指導	他機関あつせん					
R1	948	862	155	9	0	0	97	2,071
R2	924	821	122	1	0	0	90	1,958
R3	921	926	70	2	0	0	115	2,034
R4	948	849	69	2	0	0	136	2,004
R5	984	483	72	11	0	0	206	1,756

(出典：福祉行政報告例)

【児童相談所の児童相談対応件数】

(件)

年度	面接指導			児童福祉 司指導	児童家庭 支援センター 指導委託	市町村 指導委託	市町村 送致	児童福祉 施設入所	里親委託	その他	合 計
	助言指導	継続指導	他機関 あつせん								
R1	1,852	633	33	28	6	10	7	74	6	138	2,787
R2	2,022	732	30	17	3	6	5	41	10	91	2,957
R3	2,182	752	27	36	4	2	3	44	14	38	3,102
R4	1,825	753	15	9	5	7	1	34	16	104	2,769
R5	1,995	383	19	17	9	2	0	44	14	80	2,563

(出典：福祉行政報告例)

3 取組

(1) 市町の相談支援体制の強化

- ・ 児童家庭相談の第一義的な相談窓口を担う市町の体制強化のため、職員の資質向上にかかる研修の実施など人材育成に取組、全市町に「こども家庭センター」が設置されるよう支援します。
- ・ 児童相談所に、市町支援を担当する児童福祉司の配置を継続し、市町の相談支援対応や要保護児童対策地域協議会の運営支援の強化に努めます。

⁴ こどもやその保護者等（祖父母や親族を含む）が有するそれぞれの課題や援助ニーズについて家庭環境調整を含めた援助の目標、援助方法、その他留意事項を記載したもの。援助指針とも呼ばれる。策定に際しては、こども本来の意見または意向の把握に努め、それを尊重したものとし、策定した方針は、こどもや保護者等に説明、理解した上で支援にあたる必要がある。

（２）市町の家庭支援事業実施の促進

- ・ 家庭支援事業の担い手として期待される児童入所施設と市町、県の合同会議や研修などを開催し、市町の「こども家庭センター」の家庭支援事業などの地域資源の開拓を支援します。
- ・ 市町間で家庭支援事業の実施状況に差が生じないように、圏域を超えた利用に向けた働きかけや他県の取組などを紹介して事業実施につなげます。
- ・ 「子育て世帯訪問支援事業」の訪問支援員の研修について、引き続き県で実施します。
- ・ 里親ショートステイの利用事例などを未実施市町に紹介し、その拡充に取り組めます。

（３）児童家庭支援センター等の設置促進および機能強化

- ・ 児童相談所を設置している福井市、敦賀市にも児童家庭支援センターの設置もしくはサテライト拠点を設けるなど相談対応や市町への専門的な助言・援助を行えるよう体制強化に努めます。
- ・ 児童相談所が立てた援助方針の下、在宅指導の必要があるものの、地理的条件等から児童家庭支援センターや市町での指導が望ましいケースについて、指導委託を進めます。
- ・ 「要保護児童対策地域協議会」において定期的な指導が適当と認める家庭について、市町が児童家庭支援センターに要請して指導を行う取組を進めます。
- ・ 児童相談所、市町、女性相談支援センター等が連携をとりながら、母子を分離しないケアの充実のため、母子生活支援施設の活用を図ります。

（４）ヤングケアラー支援体制の強化

- ・ ヤングケアラー支援については、県と市町の役割整理を行った上で双方が連携して、定期的な調査による支援が必要なこどもの確実な把握や関係機関と連携した包括的な支援に努めます。
- ・ 市町圏域を超えた広域的な居場所の確保や進学相談、18歳以上のこどもに対する相談の支援体制の充実を図ります。

（５）県・市町・関係機関の連携体制の強化

- ・ 児童入所施設と市町、県の合同会議や研修を開催し、他市町や他施設の取組、他県の取組を紹介し、意見交換を通じて連携強化に努めます。
- ・ 市町から児童家庭支援センターへの指導要請については、実施市町の取組紹介を行い、未実施市町の実施を進めます。

4 評価指標

		令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
こども家庭センターの設置数		13 市町	17 市町
県、市町、施設職員に対する研修実施回数（県実施分）		7 回	10 回以上
市町と児童入所施設と県の合同会議・研修の実施回数		1 回 (嶺北、嶺南各 1 回)	1 回以上
こども家庭センター統括支援員等に対する研修の実施回数		1 回	2 回以上
下記 3 事業のいずれかの実施市町数		8 市町	17 市町
家庭支援事業 実施市町数 (新規 3 事業)	子育て世帯訪問支援事業実施市町数	7 市町	12 市町
	児童育成支援拠点事業実施市町数	1 市町	6 市町
	親子関係形成支援事業実施市町数	2 市町	7 市町
里親ショートステイを受託している里親・ファミリーホーム数★ ⁵		9 世帯 (令和 5 年度)	30 世帯
児童家庭支援センターの設置数		4 センター	6 センター (県内全域を対象)
児童相談所からの児童家庭支援センターに対する在宅指導措置委託件数		14 件 (令和 5 年度)	18 件以上
市町から在宅指導要請を受けている児童家庭支援センター数★		0 / 4 センター	6 / 6 センター
市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数		3 / 4 センター	6 / 6 センター

⁵ 評価指標にある★の項目は、本県独自の項目

【2】こどもが安心して頼れる親子関係の構築

1 基本的考え方

令和4年改正児童福祉法においては、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援の充実を図るため、こども家庭センターの設置について市町の努力義務とされました。また、新たに子育て世帯訪問支援事業等が創設され、既存事業とともに家庭支援事業として法律上位置付けられたほか、親子再統合支援事業については取組をさらに進めていくため、事業実施が都道府県の努力義務になったところです。これらを踏まえ、児童相談所においては、市町をはじめとした関係機関と緊密な連携の下、改めて家庭養育優先原則とパーマネンシー保障（生涯にわたって信頼できる大人との永続的な関係性の確保）の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要があります。

親子関係の再構築支援は、こどもの家庭復帰を唯一の目的とするのではなく、家庭復帰が困難な場合は、親子が一定の距離をとった交流を続けながら、納得してお互いを受入れ認め合う関係を構築するなど親子の関係性を再構築するという視点が必要です。また、親だけでなく、家族、親族、地域等との関係性の構築など、こどもとこどもを取り巻く家庭等を総合的にサポートしていくことが重要です。

支援のためのプログラムの実施にあたっては、事前にアセスメントを丁寧に行った上で、プログラム実施機関と児童相談所、市町等が定期的に合同カンファレンスを実施するなど、関係機関による協働した支援が必要となります。また、プログラムによる支援後のフォローを含めた長期的にサポートできる体制が必要となります。

2 本県の現状

（1）児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築

代替養育開始の時点から、児童相談所が中心となり、こどもの意向や状況等を踏まえながら、こどもが心身ともに安全かつ健全に成長できるように家庭に対する支援を行い、家庭復帰を目指すとともに、復帰が困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組を検討したうえで、施設入所や養育里親に委託をしています。

長期間措置が継続しているケースについては、施設入所や里親委託開始時とはこどもの状況や家庭環境にも変化がみられることから、定期的にケースマネジメントを行っています。

（2）親子関係再構築

児童相談所だけでは対応が難しい専門的な支援やプログラムの実施が必要な際には、令和6年4月から民間団体に委託して親子再統合支援事業⁶を実施しています。

民間団体の専門性を生かした支援、多様な立場からサポートできる体制を構築し、民間団体と児童相談所、その他の関係機関との協働による支援を実施しています。

（3）児童養護施設等における親子支援事業の実施体制

令和6年度は親子支援事業⁷を2施設（乳児院1か所、児童養護施設1か所）で実施

⁶ こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組むもの。こどもと親が現状をどのように捉え、どのようにしていきたいかを確認し、何が必要かを一緒に考えるプロセスが重要。こどもの意見・意向の把握に努め、それを尊重した支援。

⁷ 市町、児童相談所等の関係機関と連携し、地域における要支援家庭や特定妊婦、家庭復帰間もないこどものいる家庭等の親子を通所や宿泊により受入れて、親子分離に至る前に親子関係の再構築に向けた日常的な支援（ペアレント・トレーニング、相談支援等）を行う事業。乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設にて実施。

しています。

3 取組

(1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の強化

- ・ 一時保護から施設入所、家族再統合、自立まで、切れ目のない支援を実施できるよう、児童相談所におけるケースマネジメント機能をさらに強化します。
- ・ 児童相談所による支援を継続している段階から、要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議等を活用して、市町のこども家庭センターや児童家庭支援センターなどの民間団体、こども園や学校等の所属する機関や居場所づくりの団体（こども食堂や学習支援事業、児童育成支援拠点事業等）とのネットワークを構築し、こどもや家庭が地域の支援者となることができる環境を整備します。
- ・ 児童相談所職員が親への相談支援等に関する研修を受講し、児童相談所全体のスキルアップを図ります。

(2) 親子関係再構築実施の拡大

- ・ 施設等での生活が長期化している児童やその保護者に対して、親子関係再構築のためのプログラムを実施します。
- ・ 現在委託している民間団体でのプログラム実施件数の増加を図るほか、実施団体の開拓、拡大に努めます。

(3) 児童養護施設等における親子支援事業実施の促進

- ・ 施設退所後、家庭復帰間もないこどものいる家庭の親子に対する支援等を行う実施施設の拡大に努めます。

4 評価指標

	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
児童相談所職員（児童福祉司、児童心理司）の 保護者支援プログラム等に関する研修の受講者数	1 人 / 35 人	10 人 / 35 人 (R7～11 の計)
民間団体等への委託による保護者支援プログラム 等の実施件数	5 ケース	10 ケース

【3】支援を必要とする妊産婦等の支援

1 基本的考え方

支援を必要とする妊産婦に対しては、市町が行う産前・産後サポート事業や産後ケア事業、若年妊婦等支援など母子保健事業をはじめとした支援が提供されています。

このような中、令和4年改正児童福祉法により、支援を必要とする妊産婦等に対して福祉的な生活支援等を提供する妊産婦等生活援助事業⁸が法定化されました。本事業は、予期せぬ妊娠や望まない妊娠などで悩んでいる妊婦や妊娠中から公的支援を必要とする特定妊婦に対し、相談支援や住まい・食事の支援、行政手続き等の同行支援など、妊娠期から出産後一定期間まで入所、通所により自立に向けた包括的な支援を提供するもので、各都道府県等に設置が求められているものです。

こどもや妊産婦の尊い命や生活を守るためには、医療機関やこども家庭センター、民生委員・児童委員、民間相談機関等を通じて把握した特定妊婦やSOSを出している妊産婦を、早期に把握しサポートできる環境を整えておく必要があります。

2 本県の現状

(1) 要保護児童対策地域協議会による支援

支援を必要とする妊産婦（特定妊婦）を支える仕組みの一つに、市町に設置されている要保護児童対策地域協議会があり、地域の支援機関が役割分担しながら必要に応じ、保護・支援・見守り等を行っています。

年 度	実績				
	R1	R2	R3	R4	R5
要保護児童対策地域協議会に登録されている特定妊婦数	28	25	25	24	23

出典：県児童家庭課調べ

○母子保健事業による支援

ハイリスクの妊産婦等の孤立化を防止するため、女性の健康相談、産前・産後サポート事業、産後ケア（宿泊型、デイサービス型）、育児不安解消サポート事業が実施されています。

年 度	実績				
	R1	R2	R3	R4	R5
女性の健康相談件数	54	77	93	110	86
気がかりな妊婦・親子連携システム発信件数	492	504	546	492	606
産後ケア(宿泊型)利用件数	—	—	127	132	140
育児不安解消サポート事業利用者数(親・実人数)	193	108	120	89	177

出典：県児童家庭課調べ

○助産施設、母子生活支援施設、女性自立支援施設による支援

困窮等により困難を抱える妊婦の出産支援を行う助産施設が県内に5か所指定されています。また、母子を保護するとともに、その自立を支える母子生活支援施設、暴力やストーカーなどの被害にあっているなど困難を抱えている女性の自立支援を行う女性自

⁸ 家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携等まで一貫的な支援を行うことを目的とした事業。

立支援施設が県内にそれぞれ1か所設置されています。

(令和6年4月1日現在)

種別	施設名	所在地	設置主体	定員(暫定)	現員
助産施設	福井県立病院	福井市	福井県	6人	0人
	福井県済生会病院	福井市	(福)恩賜財団済生会支部福井県済生会	1人	0人
	福井赤十字病院	福井市	日本赤十字社福井県支部	3人	0人
	市立敦賀病院	敦賀市	敦賀市	20人	0人
	福井大学医学部付属病院	永平寺町	国立大学法人福井大学	1人	0人
母子生活支援施設	ファミール芦原	あわら市	(福)聖徳園	15世帯 (8世帯)	3世帯
女性自立支援施設		非公表	県	15人	1人

3 取組

(1) 支援制度の周知と理解の促進

- ・ 支援を必要としている妊産婦が躊躇なく相談やSOSを発信できる相談窓口を設けるとともに、必要な時に、妊産婦やその周囲の人々、医療機関などの支援機関が必要な情報に迅速にたどりつけるよう、分かりやすい制度周知を行います。
- ・ 特定妊婦等の支援に関わる職員等に対し、専門性の向上を目的とした研修や意見交換会を実施します。

(2) 妊産婦等生活援助事業の実施

- ・ 予期せぬ妊娠で悩んでいる妊婦、家庭生活に支障が生じている妊婦や出産後の母子等に対する福祉的支援を強化するため、妊産婦等生活援助事業を実施します。また、サテライト施設等を設け県内全域で利用が可能な体制を整備します。

(3) 助産施設や母子生活支援施設等の活用

- ・ 市町等と連携し、支援を必要としている妊産婦を、助産施設、母子生活支援施設等の福祉支援に適切につなげていきます。

(4) 市町事業（母子保健、女性相談等）との連携

- ・ 児童福祉分野の部署と市町が実施する妊産婦訪問、産後ケア、女性相談支援員等を所管する分野との連携を強化し、相談から保護、自立支援、アフターケアまで切れ目のない支援を提供していきます。

4 評価指標

	令和6年度 (2024年度)	令和11年度 (2029年度)
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	0 か所	1 か所 (県内全域を対象)
助産施設の設置数	5 か所	5 か所
特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数	0 回/年	1 回以上

II 家庭と同様の環境における養育の推進

社会的養護を必要とするこどもの最善の利益のため、里親への委託など家庭養育優先原則をさらに進め、こどもたちが特定の大人と信頼関係を築きながら育つ環境を保障していくことが重要です。

また、家庭養育が困難な場合も、物理的・心理的にできる限り家庭と同様の環境の下で育っていくことがこどもの健やかな成長には必要です。

県では、すでに社会的養護の下で生活するこどもたちを含め、こどもの意見を尊重しながら、さらに里親への委託を進めるとともに、児童養護施設や乳児院など施設による家庭的な環境の充実やニーズに応じた専門的な養育の取組を進めていきます。

【1】里親等への委託推進

1 基本的考え方

こどもの発達において、乳幼児期は安定した家族関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、こどもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要です。また、学童期以降のこどもについても、特定の大人との継続的な関わりにより信頼関係を構築していくことや、地域生活や家庭生活上の知識や技術の獲得といった、今後の自立に向けた支援が必要です。

児童福祉法における家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念、里親ガイドラインなどにおいても、社会的養護が必要な場合、養子縁組を含め里親やファミリーホームへの委託を原則として検討することとなっており、本県においてもさらなる里親委託を推進していくことが必要です。また、里親制度について、県民や市町、支援機関など、こどもに関わるすべての人の理解を深めていくことが重要です。

また、里親委託は、こどもの家庭環境や年齢、背景などに照らし合わせ、どの家庭がふさわしいのか、見極める必要があります。こどもにとって最善の選択である必要があり、そのためにはより多くの里親登録が必要になります。

令和4年児童福祉法改正により、里親家庭を包括的に支援する里親支援センターが児童福祉施設に位置づけられました。里親支援センターが中心となって、児童相談所や乳児院、児童養護施設、こども家庭センター等とがチームとなり里親家庭を支える仕組みを強化していく必要があります。

さらに、里親が地域に根付いていくことや里親のスキルアップの観点から、市町が実施する子育て支援に里親が積極的に参画することも推進されているところであり、今後は、市町と里親との連携による子育て支援の強化も求められています。

2 本県の現状

(1) 里親登録の状況

令和5年度末現在の登録里親は、4種類で179組となっています。前回計画時に設定した指標（令和6年度に130組）を超えた登録数になっており、令和元年度の登録里親に比べ、1.64倍になっています。

登録里親の内訳をみると、種類別では、養育里親のうち養子縁組里親に重複して登録している世帯が約1/4あります。専門里親は2組のみであり、ファミリーホームは1事業所となっています。

年齢別では、40歳代や50歳代が多く、住所地別では、多寡はありますが、すべての市町で登録されています。

○種類別、年齢別、住所地別 登録里親の内訳

令和6年3月末現在(県児童家庭課調べ)

【登録種類別】

(組)

	養育里親	専門里親	養子縁組 里親	親族里親	計 (重複除く)
重複なし	91	0	24	18	133
養育里親と重複		2	44		46
専門里親と重複	2		0		2
養子縁組里親と重複	44	0			44
計	137	2	68	18	179

【里親住所地別】

(組)

	養育里親	専門里親	養子縁組 里親	親族里親	計 (重複除く)
福井市	45	1	24	3	53
敦賀市	14	0	5	0	17
小浜市	9	1	2	0	9
大野市	5	0	3	0	6
勝山市	3	0	1	0	3
鯖江市	19	0	13	2	25
あわら市	7	0	2	0	8
越前市	11	0	6	5	17
坂井市	12	0	8	3	19
永平寺町	3	0	2	0	5
池田町	2	0	0	1	3
南越前町	1	0	0	0	1
越前町	1	0	1	4	6
美浜町	1	0	1	0	1
高浜町	2	0	0	0	2
おおい町	1	0	0	0	1
若狭町	2	0	1	0	3
計	138	2	69	18	179

【里親年齢別】(父母のうち若い方)

(組)

	養育里親	専門里親	養子縁組 里親	親族里親	計 (重複除く)
29歳未満	2	0	0	0	2
30歳代	14	0	11	0	17
40歳代	43	0	33	0	58
50歳代	49	1	24	2	55
60歳代	21	0	1	12	33
70歳以上	9	1	0	4	14
計	138	2	69	18	179

【ファミリーホーム】

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	1事業所
------------------------	------

(2) 里親委託児童数

令和5年度末の代替養育対象児童数は205人であり、そのうち47人が里親家庭で生活しています。前回計画時に設定した指標(令和6年度に50人)に近い児童数になっており、年齢区分別の内訳は下記のとおりです。

令和6年3月末現在(県児童家庭課調べ)

	代替養育対象児童数		里親委託児童数		施設入所児童数	
合計	205人	100%	47人	23%	158人	77%
3歳未満	12人	100%	4人	33%	8人	67%
3歳以上就学前	27人	100%	5人	19%	22人	81%
学童期以降	166人	100%	38人	23%	128人	77%

(3) 里親委託の状況

令和5年度末現在、児童を受託している里親は31組、里親に委託されている児童数は47人、里親委託率は22.9%となっています。里親委託率は、前回計画時に設定した指標(令和6年度に23%)とほぼ同様の数値で増加傾向にありますが、里親委託等が必要なこどもの数を見ると、より一層の委託が必要な状況です。

また、種別ごとの里親委託の内訳をみると、親族里親への委託が58.1%を占め、養育里親への委託は38.7%になっています。

里親委託を推進するうえで、里親委託に関する実親の同意を得るのが難しいこと、長期間の委託や乳幼児および年長児を受ける里親が少ないこと、被虐待歴や発達障がいのあるこどもも多く養育に関する専門性が必要であること等が課題となっています。

【里親種類別 児童受託割合】(年度末現在)

(組)

年度	養育里親			専門里親			養子縁組里親			親族里親			計(重複除く)			里親委託率
	登録数	受託里親数	受託里親割合	登録数	受託里親数	受託里親割合	登録数	受託里親数	受託里親割合	登録数	受託里親数	受託里親割合	登録数	受託里親数	受託里親割合	
R1	80	14	17.5%	1	0	0.0%	53	3	5.7%	12	12	100.0%	109	29	26.6%	16.0%
R2	97	13	13.4%	1	0	0.0%	59	2	3.4%	14	13	92.9%	126	28	22.2%	17.8%
R3	111	16	14.4%	2	0	0.0%	59	1	1.7%	16	14	87.5%	141	31	22.0%	20.6%
R4	126	13	10.3%	2	0	0.0%	65	2	3.1%	15	15	100.0%	161	30	18.6%	21.7%
R5	134	12	9.0%	2	0	0.0%	69	1	1.4%	18	18	100.0%	179	31	17.3%	22.9%

(出典:福祉行政報告例)

【里親種類別受託割合】(年度末現在)

(組)

年度	養育里親		専門里親		養子縁組里親		親族里親		計	
	受託里親数	受託里親割合	受託里親数	受託里親割合	受託里親数	受託里親割合	受託里親数	受託里親割合	受託里親数	受託里親割合
R1	14	48.3%	0	0.0%	3	10.3%	12	41.4%	29	100.0%
R2	13	46.4%	0	0.0%	2	7.1%	13	46.4%	28	100.0%
R3	16	51.6%	0	0.0%	1	3.2%	14	45.2%	31	100.0%
R4	13	43.3%	0	0.0%	2	6.7%	15	50.0%	30	100.0%
R5	12	38.7%	0	0.0%	1	3.2%	18	58.1%	31	100.0%

(出典:福祉行政報告例)

(4) 養子縁組の状況

児童相談所が養子縁組里親にこどもを委託後、養子縁組が成立した件数は令和5年度は2件であり、2件とも特別養子縁組です。

年 度	成立件数				
	R1	R2	R3	R4	R5
児童相談所の支援により成立した県内のこどもの特別養子縁組	1	2	2	1	2

(出典:県児童家庭課調べ)

(5) フォスタリング機関⁹の設置

令和3年度から、県内児童養護施設等からなる団体に業務を委託しフォスタリング機関を設置し、リクルートや研修、マッチング、里親家庭への訪問等により里親家庭を包括的に支援しています。

《フォスタリング機関の業務》

フォスタリング機関の業務	業務内容
相談支援	里親制度に関する相談窓口
普及活動・リクルート	里親制度の普及活動、登録里親のリクルート
研修・トレーニング	基礎・登録前・更新・スキルアップ等研修の実施
里親訪問等支援	里親が養育に悩んだ際の相談支援、生活支援等の実施
里親等委託推進	里親と児童のマッチング支援

⁹ 里親の広報・リクルートおよびアセスメント、里親登録前から委託後の里親研修、こどもと里親家庭のマッチング、こどもの委託中の里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援にいたるまで、一貫した支援を行う機関

3 取組

(1) 里親制度の周知

- ・ 里親委託が適切と考えられる場合であっても、実親が「こどもを取られてしまうのではないか」という不安から委託することに同意しないことも多い現状を踏まえ、里親やファミリーホームが、実親や里親支援センター、児童相談所とともにこどもを養育していく制度であることを県民に広く周知していきます。
- ・ 里親が親しみやすい制度となるよう、分かりやすく工夫した広報や市町・学校と連携した普及活動を行っていきます。

(2) 里親、ファミリーホームの確保

- ・ 乳児から中高生まで全ての年代で委託を進めていくことができるよう、また、地域に偏りがいないよう里親の登録やファミリーホームの設置を推進します。

(3) 里親支援センターの設置・運営

- ・ 里親の普及促進、里親のリクルート、里親に対する研修・トレーニング、こどもと里親とのマッチング、訪問等による養育支援、こどもの自立支援等、里親や養育されているこどもを包括的に支援する里親支援センターの設置を支援します（フォスタリング機関からの移行）。
- ・ 里親支援センターが各地域にサテライト施設を設置するなど、県内全域の里親家庭に対し、寄り添った支援が可能となる体制を整備します。

(4) 児童相談所における里親支援

- ・ 児童相談所に里親支援を担当する児童福祉司を配置し、里親支援センター等との連携を強化するとともに、入所中のこどもを含め、こどもの意向も確認しながら里親委託を進めます。
- ・ 実親が「里親委託はこどもを取られるわけではなく、家庭復帰に向けて実親と里親と一緒にこどもを育てていくもの」との認識をもつことができるよう説明を丁寧かつ分かりやすく行っていきます。

(5) 市町が実施する子育て支援への参画促進

- ・ 市町との情報共有を強化し、里親ショートステイなど子育て支援事業等への里親の参画を推進し、子育て支援の充実と里親制度の理解促進を図ります。

(6) 里親や里親支援にかかわる職員の専門性の向上

- ・ 里親支援センターとの連携により、里親の養育力向上のための研修を強化します。
- ・ 新たに、親族里親を対象とした研修を設け、安心してこどもが生活できる環境を確保します。
- ・ 里親支援センターや里親支援に関わる職員等を対象とした研修を充実し、里親家庭を支える体制を強化します。

(7) 特別養子縁組等の制度周知と相談支援の実施

- ・ 児童相談所において、特別養子縁組や普通養子縁組の制度について周知するとともに、養子縁組に関する相談支援を引き続き実施します。
- ・ 特別養子縁組にかかる民間あっせん機関の利用にかかる費用を支援します。

4 評価指標

		令和 5 年度 (2023 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
里親支援センター設置数		0 か所	1 か所 (県内全域を対象)
登録里親数	養育里親	138 組	212 組
	専門里親	2 組	5 組
	養子縁組里親	69 組	93 組
	親族里親	13 組	-
ファミリーホーム数		1 ホーム	3 ホーム以上
委託里親数	養育里親	12 組	35 組
	専門里親	0 組	5 組
	養子縁組里親	1 組	2 組
	親族里親	18 組	-
代替養育 児童数	里親委託	47 人	80 人
	施設入所	158 人	111 人
	合計	205 人	191 人
里親等委託率	里親等委託率（全体）	22.9%	42%
	3 歳未満児	38%	75%
	3 歳以上就学前	19%	65%
	学童期以降	22%	35%
里親等登録率 (算式) $\frac{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数} \times \text{乳児院・児童養護施設の入所児童数} + \text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}{\text{里親登録数} + \text{ファミリーホームの定員数} + \text{乳児院・児童養護施設の入所児童数} + \text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}} \times 100$		131%	214%
里親ショートステイを受託している里親・ファミリーホーム数（再掲）★		9 世帯	30 世帯
里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数		3 回	3 回
基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数		8 回	10 回以上

【2】施設の小規模かつ地域分散化等

1 基本的考え方

里親等による家庭養育優先の原則を進める中においても、障がいや虐待を受けた影響等により家庭における養育が困難で専門的ケアを要するこども、生育の経緯や年齢的な状況から里親家庭での生活に抵抗があるこどもには、こどもを保護・養育する専門機関として重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設、障害児入所施設等において養育を提供できる体制を整えておく必要があります。

各施設では、小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設¹⁰や分園型小規模グループケア¹¹により、こどもへの個別対応を基本とした「できる限り良好な家庭的環境」の確保に取り組んできたところですが、すべてのこどもにそのような環境を保障していくことやさらなる地域への分散化が求められます。一方で、小規模・地域分散化を進めるためにはより充実した職員配置が必要であり、国による制度の拡充や人材確保策を強化していくことも必要です。

また、施設職員については、ケアニーズが非常に高いこどもに個別的かつ専門的なケアを行うため、心理職や医師などとも連携した質の高い支援が求められます。そのため、キャリアを確実に積むことができる体系的な研修機会の確保や働き続けることができる魅力的な職場づくりが重要です。

今後、里親等委託の推進や少子化により将来的には施設入所を必要とするこどもが減少することも見据え、一時保護委託の受入れ、施設を退所したこどもへの支援、市町や児童相談所からの在宅養育家庭への指導の受託、ヤングケアラー支援、家庭支援、妊産婦等生活援助など、各施設がもつ専門性を活かした多機能化による地域支援の中核としての役割も求められています。

2 本県の現状

(1) 小規模・地域分散化

本県には乳児院が2か所、児童養護施設が5か所設置されており、令和6年4月現在の定員は合わせて216人（暫定201人）となっています。

児童養護施設や乳児院については、施設の小規模化が進んでおり、全体の80%でグループ単位でのケアになっています。地域の住宅地などで民間住宅等を活用して生活する地域小規模児童養護施設（定員6人）も2つの児童養護施設で導入し計3か所あります。一方で、グループケア化していない施設もあり、さらなる小規模・地域分散化が必要です。

障害児入所施設（福祉型）2か所では、全体の80%が小規模化されており、できる限り家庭的な環境の下で支援を実施しています。

(2) ケアニーズが高いこどもへの支援、専門的な支援

家庭や学校に適応できないこどもの生活指導等を行う児童自立支援施設、保護や自立支援が必要な家庭のこどもと母親が一緒に入所することができる母子生活支援施設はそれぞれ1か所設置されています。

社会生活に適応するために必要な心理に関する治療および生活指導を行う児童心理治療施設は現時点では設置されていません。

医療的ケア児の入所支援は、医療型障害児入所施設が中心に行っていますが、今後は、

¹⁰ 1ホームの児童定員6人で、本体施設を離れて、普通の民間住宅等を活用して運営するもので家庭的な養育形態

¹¹ 職員間の連携がとれる範囲で、本体施設から離れた地域の民間住宅等を活用して行う家庭的な養育形態

社会的養護を必要とする医療的ケア児の入所支援など福祉ニーズに対応する体制を確保することも必要です。

また、施設の専門性を活かし、地域のこどもや保護者の相談・支援を行う児童家庭支援センターが4か所設置されていますが、設置されていない地域もあります。

(3) 職員に対する支援

県では、施設職員向けの研修を一部実施する他、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得等にかかる費用を補助しています。

○施設の設置状況(令和6年4月1日現在)

	施設名	所在地	定員(暫定)	現員	グループケア、 ユニットケア数	地域小規模 児童養護施設 指定数	児童家庭 支援センター
乳児院	済生会乳児院	福井市	23 (19)	11	0	—	
	白梅学園乳児院	敦賀市	10 (9)	4	2	—	
	計(2施設)		33 (28)	15	2	—	
児童養護 施設	ほほ咲みの郷	福井市	40 (34)	28	5	0	
	白梅学園	敦賀市	38	34	4	2	○
	偕生慈童苑	大野市	32 (28)	17	4	0	○
	吉江学園	鯖江市	32	24	2	0	
	一陽	越前市	41	37	5	1	○
	計(5施設)		183 (173)	140	20	3	
児童自立 支援施設	和敬学園	福井市	45 (11)	6	0	—	
母子生活 支援施設	ファミリー芦原	あわら市	15 世帯	3 世帯	—	—	○
障害児入 所施設(福 祉型)	足羽学園	福井市	20	20	4	—	—
	第二やすらぎの郷	小浜市	5	2	—	—	—
	計(2施設)		25	22	4	—	—

3 取組

(1) 家庭的環境による支援の推進

- ・施設での養育を必要とするこどもの生活の場がなくなることのないよう、十分な施設定員(受け皿)を確保します。
- ・児童養護施設等に入所する全てのこどもに「できる限り良好な家庭的環境」を保障していくため、小規模化や地域分散化された施設での養育をさらに進めます。

(2) 障害児入所施設の小規模化等の推進

- ・障害児入所施設が安心して小規模化(ユニット化)に取り組むことができるよう国に対し、障害児入所施設の個別化対応加算等の充実を要望していきます。
- ・児童養護施設や乳児院等と同様に小規模化、社会的養護を必要とする医療的ケア児や障がい児の受入れ、魅力的な職場づくり等の取組を支援していきます。

（３）施設職員の人材育成と魅力的な職場づくりの推進

- ・ ケアニーズが高いこどもや虐待等により親子が離れて暮らさざるを得ないこどもに対して専門性をもったケアを提供できるよう、施設職員等に対する研修を強化します。
- ・ 児童相談所や市町、他施設との交流の場や合同会議を開催するなど、他機関の職員同士で情報交換や学ぶことのできる場を確保します。
- ・ 施設職員、市町職員、児童相談所職員等のこども家庭ソーシャルワーカー資格の取得を支援します。
- ・ 施設職員がキャリアを積みながら働き続けることができるよう、施設が行う魅力的な職場づくりのための処遇改善等を支援します。

（４）専門的ケアを実施する施設の設置促進

- ・ 心理的・医学的アプローチが必要な児童や発達障がい児等への専門的ケアを提供する施設として、児童自立支援施設の高機能化および多機能化を検討していきます。
- ・ 虐待によるPTSDや発達障害などに起因する心理的問題を克服する必要がある児童の治療や社会適応支援を行う児童心理治療施設の設置を進めます。
- ・ 社会的養護を必要とする医療的ケア児や療育を必要とする児童について、専門性を有する障害児入所施設や児童入所施設における受入れを推進します。

（５）施設の特色に応じた多機能化等への支援

- ・ 多機能化やケアニーズの高いこどもに対する支援体制の強化のため、専門職の配置など、加配職員の配置を支援します。

【多機能化等の取組例】

- ・ ケアニーズが特に高いこども（医療的ケア児、愛着障がいをもった児童等）の受入れ体制の整備
- ・ 退所児童の自立支援事業の実施
- ・ 児童家庭支援センターの設置による相談支援の実施
- ・ 児童相談所や市町からの指導委託・指導要請の受託
- ・ 市町からの家庭支援事業の受託
- ・ 妊産婦等生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業等の受託
- ・ 地域の里親への支援や里親と市町をつなぐ拠点機能の実施 等
- ・ 児童養護施設等において、より個別的なケアや対応ができる一時保護専用施設の設置に向け、必要な検討・支援を行います。

（６）施設と市町の連携強化による家庭支援事業等の実施

- ・ 市町が実施する家庭支援事業（子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業等）の担い手としての取組が推進されるよう、施設と市町の交流の場の設定や先進事例等の共有を行います。
- ・ ヤングケアラーや家庭等に居場所がないこども、退所したこどもが集える居場所事業に取り組む施設を支援します。

4 評価指標

		令和 5 年度 (2023 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
代替 児童 養育 施設 数	里親委託	47 人	80 人
	施設入所	158 人	111 人
	合計	205 人	191 人
施設の定員数		216 人	182 人
児童養護施設 乳児院	小規模化（全ユニット化）された施設数	5 施設	7 施設
	地域分散化された施設数（分園型含む）	6 施設	12 施設
	小規模化した施設の入所児童数割合	80%	100%
	地域分散化した施設の入所児童数割合	17%	42%
障害児 入所施設	小規模化（全ユニット化）された施設数	1 施設	国制度の状況 により検討
児童心理治療施設数★		0 施設	1 施設
医療的ケア児を受入れ可能な施設数★ （乳児院、児童養護施設）		0 施設	1 施設 ※障害児入所施設の 受入れも推進
養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族 療法事業等）の実施施設数（乳児院、児童養護施設）		親子 1 施設 家族 2 施設	親子 1 施設以上 家族 2 施設以上
一時保護専用施設の整備施設数		0 か所	必要に応じ、 設置を検討
市町の家庭支援事業を委託されている施設数 （新 3 事業）（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設）		1 施設	8 施設 （全施設）
児童入所施設対象の研修数（県実施分）		7 回	10 回以上

Ⅲ こどもの自立支援の推進

社会的養護を必要とするこどもたちが、自らの将来の希望の実現に向け、施設や里親家庭にいる間から、様々な経験を積んだり、情報を得ることができる環境を作っていくことが重要です。

また、施設等を退所後も、困った時に頼れる大人や帰ってこれる居場所が存在することで、より安心して新しい生活にチャレンジすることができます。

県では、こどもたちが施設等の入所中から、将来を見据えて経験や学びを積み、自分自身の意思で進学や就職先を決められるよう、早期からの自立支援に取り組んでいきます。

【1】こどもたちの自立支援の推進

1 基本的考え方

社会的養護の下で育ったこどもが施設や里親のもとから離れ、社会へ出て自立することは、親からの支援を期待できる家庭と比べ、経済面、社会面、心理面での不安や体力的な疲労感への不安を持っていることが多いです。また、県の調査においても、修学や就業の継続を諦めることを選択するこどもの割合が多くなっています。

不安や困りごとがあったときに、「助けて」といえる存在やいつでも帰ってこれる居場所があることは、自立した生活を送るこどもたちの大きな支えになります。

令和4年改正児童福祉法では、社会的養護経験者の退所後に、施設等が引き続き生活支援を行うことが可能となる制度が創設されたところであり、県としても、こどもたちの状況やニーズに応じた退所後の自立支援体制を整えることが必要です。また、退所後だけでなく、施設等の入所中のできる限り早期から退所後を見据えた自立支援を実施していくことが重要です。

2 本県の現状

（1）施設退所後等の状況

施設入所や里親委託のこどもの進路を見ると、中学校卒業後は全員が進学しています。高等学校卒業後は就職が最も多く、大学等への進学は増加傾向にあるものの3割程度にとどまっています。

一方で、施設入所児童や里親委託の児童を対象としたアンケートでは、高校生の54.5%（短期大学4.5%、専門学校25%、大学25%）が大学等まで進学したいという希望を持っています。

また、施設退所後のこどもの就学・就業の継続率は、進学に比べ、就職した場合の方が低くなっています（P13）。退所後の悩みでは、特に、お金や住まいが悩みごとになっている割合が多くなっています。

（2）施設退所後等の支援

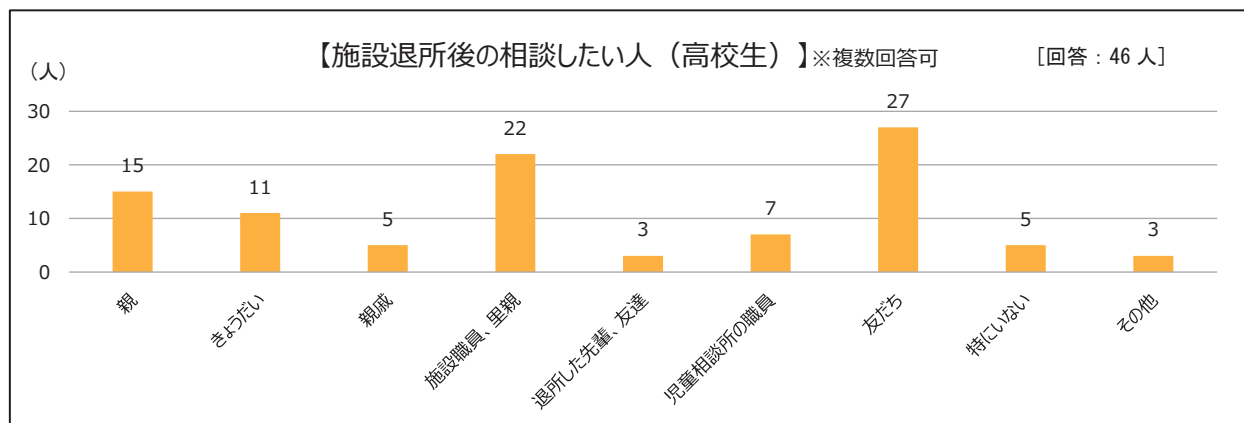
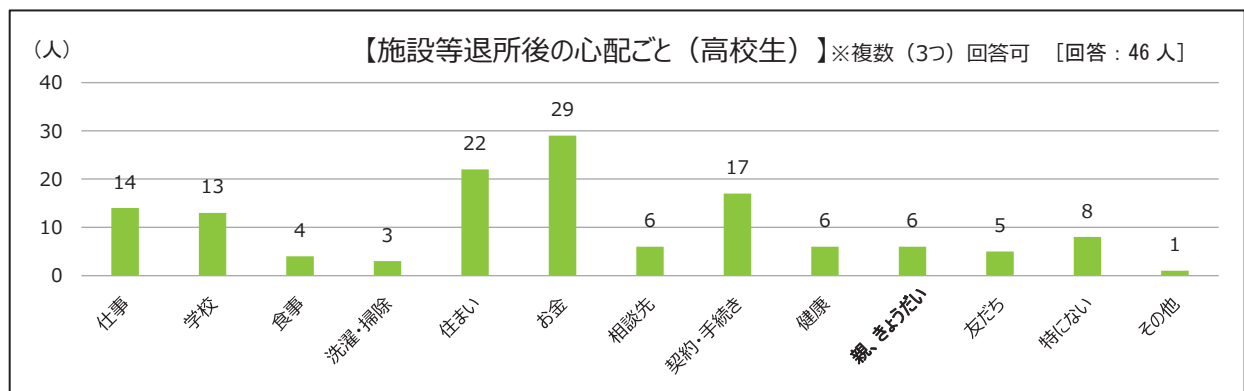
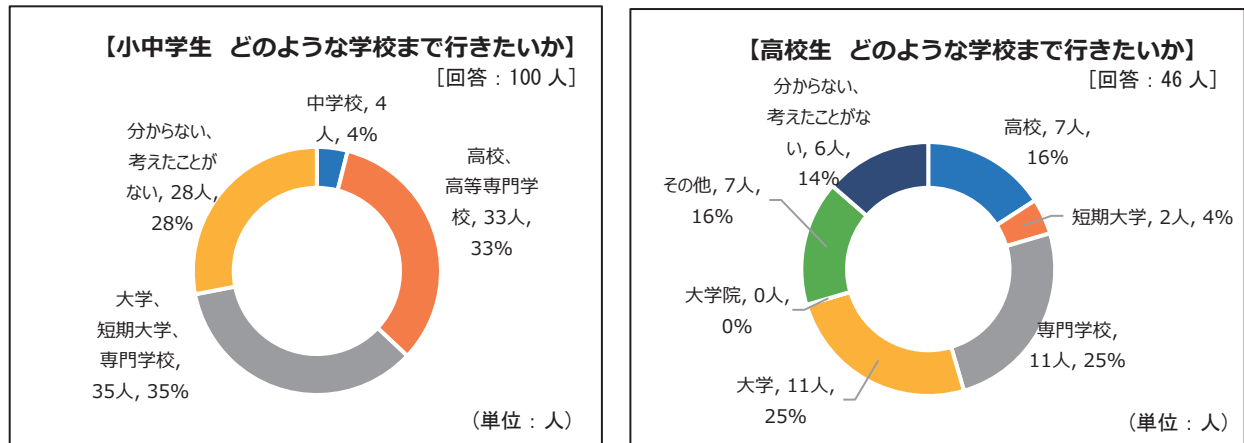
県はこれまで、施設入所中のこどもに対して習い事や学習塾にかかる経費を支給するほか、大学等の受験料・入学金の支給、就職や大学等に進学した者で保護者からの支援を受けることができないこどもに対する家賃相当費や生活費の貸付を行ってきました。

親権者がいない児童に対しては、未成年後見人を児童相談所から家庭裁判所に申立て、選任された未成年後見人の報酬を補助しています。また、入学時、就職時、賃貸住

宅等の賃借時に親権者が保証人とならない児童には、施設長を身元保証人とし、保険に加入する費用を補助しています。

平成20年度からは、本県独自の施設退所児童自立サポート事業を開始し、令和4年度からは、国の制度である児童自立生活援助事業（現在のⅠ型）¹²、令和6年度からは、児童自立生活援助事業Ⅱ型を開始するなど、退所後も引き続き支援を必要とするこどもの様々な居場所の確保や生活支援を行っています。しかしながら、こうした取組に退所児童が繋がっていなかったり、地域によって提供している支援に差がある状況です。

○児童養護施設等入所児童、里親委託児童へのアンケート調査結果（令和6年12月実施）



¹² 児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、里親や小規模住居型児童養育事業を行う者への委託または児童養護施設等への入所措置が解除された児童、母子生活支援施設における保護の実施を解除された者および一時保護を解除された者等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居等において、相談その他の日常生活上の援助および生活指導ならびに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行う事業。実施場所が共同生活を営むべき住居でⅡ型、Ⅲ型を除く場合はⅠ型、母子生活支援施設、児童養護施設等の場合はⅡ型、里親等の居宅の場合はⅢ型という。

3 取組

(1) 自立準備のための入所中からの支援の充実

- ・入所中や委託中の早い段階から、進学に関する情報や給付型の奨学金¹³など活用できる支援、必要となる費用・手続きを記載したハンドブックを作成し、こどもとともに考える機会を拡大するなどして、こどもの自己決定を支え、自らの将来の希望を実現できるよう施設や里親の自立支援の取組を支援します。
- ・退所後を見据えた必要な経験や準備ができるよう、学習塾や習い事支援、進学に要する費用を支援します。

(2) 進学・就職後も継続した支援の実施

- ・18歳を迎えた後も、進学・就職の有無に関係なく、保護者を頼ることができないこどもに対し、必要に応じて措置延長を行い、生活支援を行っていきます。
- ・施設や里親を退所したこどもやこれまで虐待を受けながら公的支援につながってこなかったこどもが、引き続き生活の場や生活支援を受けられるよう児童自立生活援助事業（Ⅱ型、Ⅲ型）の実施を支援します。
- ・就職や大学等に進学し保護者からの支援を受けることができないこどもに、家賃相当費や生活費等について、返還免除規定のある貸付を行います。
- ・就職やアパート等の賃貸のために身元保証人等が必要な施設退所者に対し、身元保証人や未成年後見人を確保し、就職や住居確保を支援します。

(3) 社会的養護を離れた後の支援の充実

- ・社会的養護を離れたこどもやこれまで虐待を受けながら公的支援につながってこなかったこどもに対し、相談や一時的に生活することができる場を提供する社会的養護自立支援拠点¹⁴の開設を支援し、社会的養護を経験したこども等の孤立の予防や困ったとき、悩んだときに頼ることができる体制を強化します。
- ・社会的養護自立支援拠点では、離職等により将来に不安を抱えるこどもたちの進路の選び直しを支援するなど、新たな生活のスタートを支えています。
- ・社会的養護を離れたこども等への確実な情報提供や、同様の経験をしている仲間同士のつながりや支え合いの場を確保するため、当事者団体の活動の支援や社会的養護自立ネットワーク¹⁵の設置を進めます。
- ・困窮支援、障がい福祉、女性福祉などと連動した支援を実施していくため、社会的養護に隣接する分野との合同会議の開催など多機関・多職種連携を強化します。

¹³ 日本学生支援機構や民間の朝日新聞厚生文化事業団・資生堂子ども財団などが給付型や返還免除の奨学金を支給している。

¹⁴ 措置を解除されたこどもやこれに類するこどもに対し、相互の交流や情報の提供、相談支援、一時的な住まいの提供等を行う拠点を開設し支援する事業

¹⁵ 社会的養護を離れたこどもやこれまで虐待を受けながら公的支援につながってこなかったこども、支援機関、民間支援者(団体)、行政等で構成する協議会

4 評価指標

	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
児童自立生活援助事業（Ⅰ型）の 実施か所数・定員数	1 か所 6 人	3 か所 18 人
児童自立生活援助事業（Ⅱ型）の 実施か所数・定員数	2 か所 6 人	5 か所 15 人以上
児童自立生活援助事業（Ⅲ型）の 実施か所数・定員数	0 か所	必要に応じ実施
社会的養護自立支援拠点事業の整備か所数	0 か所	1 か所 (県内全域を対象)
社会的養護自立支援ネットワークの設置も含めた 支援体制の整備状況	なし	ネットワークの 設置
施設入所児童、里親委託児童の大学等進学率★	31.3%	60.0%

IV こどもの権利擁護の強化

こどもの権利について、こども自身はもちろん、大人である親や支援者もしっかり学び理解する必要があります。その上で、こどもの意見を受け止め、その意見を尊重して、こどもに十分な説明をしていくことが必要です。

社会的養護の下で生活しているこどもたちに対して、こどもの権利についてわかりやすく伝えた上で、こどもが自分の意見を持ていいこと、話をしてもいいという安心できる環境をこれまで以上に整備し、こどもが自分で考え、意見をまとめ、それを周囲に説明できるよう取組を進めていきます。

こどもや支援者である里親・施設職員、児童相談所職員等がこどもの権利擁護の取組の意義・重要性を十分理解した上で制度運用ができるよう努めていきます。

【1】当事者であるこどもの権利擁護

1 基本的考え方

令和4年改正児童福祉法において、社会的養護下にあるこどもの権利擁護に関して、3つの取組が新たに定められました。

- (1) 児童相談所におけるこどもの意見聴取等措置（義務化）
- (2) 意見表明等支援事業¹⁶（努力義務化）
- (3) こどもの権利擁護にかかる環境整備（義務化）

これらの取組を行う前提として、こどもの権利や権利擁護にかかるパンフレットや権利ノートを提供するなどして、こどもや里親・施設等関係者がこどもの権利や意見表明の意義・重要性を十分理解した上で、制度運用を行う必要があります。

①児童相談所におけるこどもの意見聴取等措置

こどもが置かれている状況や一時保護や施設、里親委託の措置を行う理由などの必要な事項を児童相談所職員がこどもに事前に丁寧に説明し、こどもが理解できたことを確認し、こどもの意見を聴いた上で措置を実施する必要があります。

意見聴取にあたっては、こどもが意見を言いやすくするための工夫や言葉による意見表出が困難なこどもには、コミュニケーションツールの活用等により、適切な方法や支援を検討・実施した上で、意見をくみ取ることが重要です。

②意見表明等支援事業

意見表明等支援事業を実施するにあたっては、こどもや関係機関への十分な説明、こどもが利用しやすい多様なアクセス手段の確保、外部団体への委託等による事務局の適切な体制確保などの実践環境を整備する必要があります。

また、児童相談所等から独立した第三者の立場にある意見表明等支援員が、こどもの求めに応じて訪問、定期的な訪問等により、こどもが一時保護施設や児童養護施設、里親家庭の施設等での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等を形成し、関係機関に対して、その意見を説明することを支援する仕組みを構築する必要があります。

さらに、安定した事業実施のため、意見表明等支援員の確保・養成、事務局等の体制の構築が求められています。

¹⁶ 一時保護施設や里親家庭・児童養護施設等において、児童相談所等から独立した立場にある意見表明等支援員が、こどもの求めに応じたり、定期的に訪問すること等により、こどもが施設等での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等を形成し、関係機関に対し表明することを支援する仕組みを構築するもの。

③こどもの権利擁護にかかる環境整備

こどもからの意見に対しては必要に応じて社会福祉審議会児童福祉専門分科会の専門家が関係機関やこどもへの必要な調査・審議を行い、行政や関係機関に意見を具申し、その結果をこどもに説明する仕組みを構築する必要があります。

2 本県の現状

(1) こどもの意見聴取等措置

一時保護や施設入所等を決める時、さらに、入所中や里親委託中も、児童相談所職員がこどもとの個別面接により意見を聴取し、こどもやその保護者への援助目標や援助方法を定める援助方針に反映しています。

施設や児童相談所が作成する、施設や里親家庭で生活する子どもの支援の基本指針となる自立支援計画¹⁷についても、こどもの意見を聴いて、計画に反映しています。

また、施設入所時には、各施設において、こどもの権利や入所中の困りごとへの対応方法等が書かれた「こどもの権利ノート」を配布し、「こどもの権利」について説明しています。施設入所中は、児童相談所職員による定期的な面接による意見聴取や施設内に設置している意見箱、こども会議などによるこどもの意見を反映できる仕組みを整えています。

(2) 意見表明等支援事業

意見表明等支援事業については、独立性の観点から、児童相談所や施設、里親ではない民間団体に委託しており、令和6年8月から意見表明等支援員の研修、施設等との意見交換や勉強会を開始し、試行的に実施しており、令和7年度以降に一時保護施設や児童養護施設等に意見表明支援員が訪問する準備を進めています。

(3) こどもの権利擁護にかかる環境整備

社会福祉審議会児童福祉専門分科会に新たに権利擁護部会を設置する準備を進めています。

3 取組

(1) こどもからの意見聴取とこどもの年齢等に応じた説明

- ・ 一時保護や施設入所および里親委託の開始・変更・解除時等には、児童相談所職員がこどもから十分な意見聴取を行い、援助方針や自立支援計画にできるだけ反映させます。施設等での生活を継続しているこどもに対しても児童相談所や施設等職員が定期的にこどもから十分な意見聴取を行い、自立支援計画にできるだけ反映させます。
- ・ こどもの最善の利益を考慮してその意見が反映できない場合には、理由等を十分にこどもに説明します。
- ・ 援助方針の決定理由や今後の生活の見通しについて、こどもの年齢や特性に応じて説明します。

¹⁷ 施設入所したこどもに対し、施設が策定するもの。入所後数か月間は、児童相談所で作成した援助指針を自立支援計画として活用することも可能。自立支援計画策定後は、支援効果について客観的な評価を行い、アセスメントや計画の妥当性を検証し、必要に応じて自立支援計画の見直しを行う。

(2) 意見表明等支援事業の環境整備

- ・ 社会的養護下にあるこどもに対し、こどもの権利擁護や意見表明の説明をしたうえで、定期的に意見表明等支援員を派遣します。
- ・ こどもが意見表明等をしたときは、児童相談所等の関係機関がこどもの意見や意向について、こどもの最善の利益を考慮して組織的に検討し、その結論と結論に至った理由をこどもに対して十分に説明する制度となるよう、関係者の理解醸成に努めます。
- ・ こどもや児童相談所、施設、里親等の関係者に対して、アンケートを実施します。アンケートでは、事業の認知度や満足度、理解度を確認し、事業導入後における意識の変化等も把握します。
- ・ 独立性の観点から民間団体に委託していますが、意見表明等支援が必要な場面やこどものニーズの多様性を踏まえ、委託団体以外にも、弁護士や社会的養護経験者、市民など多様な属性や強みを持つ意見表明等支援員の養成・確保に努めます。
- ・ まずは学齢期以降のこどもを対象に意見表明等支援事業の実施施設数を拡大していきます。乳児や幼児、障がいのあるこどもに対する意見を聴く方法や技術等の研修を実施し、乳児院や障害児入所施設での事業実施につなげていきます。

(3) こどもの権利擁護にかかる環境整備

- ・ 社会福祉審議会児童福祉専門分科会に権利擁護部会を設置することにより、社会的養護下にあるこどもからの意見の申立てに対して、必要な調査・審議を行い、必要に応じて行政や関係機関に意見を具申し、その結果をこどもに説明します。
- ・ こどもに対して、こどもの権利や権利擁護の仕組みについて丁寧かつ分かりやすく周知啓発を図ります。特に社会的養護の下で生活しているこどもに対して行っていくことからスタートしますが、こうしたこどもの権利教育については、すべてのこどもに対して行うことが望まれることから、その実施方法については教育分野とも連携して検討していきます。
- ・ 児童相談所、施設、里親などの関係者にこどもの権利や権利擁護の仕組みに関する周知啓発や理解醸成を図り、施設職員や里親等による虐待の防止を徹底するため、こどもの権利に関する研修内容を強化、充実させます。
- ・ 今後のこどもの権利擁護や社会的養護の施策を考える際には、当事者であるこどもや社会的養護経験者に対して、ヒアリングやアンケートによる意見聴取を行い、その内容を反映させるように努めます。

4 評価指標

	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
社会的養護関係職員やこどもに対する研修 実施数	(職員) 3 回 (こども) 1 回	(職員) 10 回以上 (こども) 10 回以上
意見表明等支援事業の実施施設数	1 施設 (モデル実施)	9 施設以上 ¹⁸
意見表明等支援員数	6 名 (見込み)	30 名以上
意見表明等支援事業の認知度 (算式) 意見表明支援員を知っているこどもの人数／事業を導入し ている社会的養護施設等に措置されているこどもの人数	—	100%
意見表明等支援事業を利用したこどもの割合 (利用度) (算式) 意見表明支援員と面談したこどもの人数／事業を利用 できるこどもの人数 (事業を導入している施設に入所 しているこどもの人数)	—	80%
意見表明等支援事業を利用したこどもの満足 度 (算式) 自分の気持ちや意見を「大切にされていると感じる」こど もの人数／意見表明等支援員と面談したこどもの人数	—	80%
社会的養護施策策定の際の検討委員会への当 事者の参画の有無とヒアリングの実施の有無	・当事者 2 名参加 ・ヒアリング実施	・当事者 2 名以上参加 ・ヒアリング実施

¹⁸ 9 施設の内訳は小学生以上が入所する、児童養護施設 (5 施設)、児童自立支援施設 (1 施設)、児童心理治療施設 (1 施設)、児童自立生活援助事業所 I 型 (1 施設)、一時保護施設 (1 施設) の計 9 施設。指標は、左記以外の施設や新設施設も含め、令和 11 年度までに順次拡大するとして 9 施設以上とした。

【2】一時保護の体制強化

1 基本的考え方

一時保護は、さまざまな事情で養育に困難を抱える保護者等からの相談に応じて行うもののほか、虐待リスクのある場合には、こどもの安全確保を最優先に、こどもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために、躊躇することなく適切に行う必要があります。

しかし、一時保護は、こどもたちを一時的にそれまでの養育環境から切り離すものであり、突然の養育環境の変化により、精神的に大きな不安が伴います。

このため、こどもの権利擁護に基づいて、安全・安心な環境において、一人ひとりのこどもの状況に応じた適切なケアが提供されることが大切であり、そのための人的体制や環境を整えることが必要です。

また、一時保護施設は、家庭生活の代替養育の場としての性格も有していることから、一時保護を行う場合は、安全確保やアセスメントなどの一時保護の目的を果たしつつ、できる限り良好な家庭的環境に近いものであることが求められます。

また、こどもの自由な外出や通学を制限される環境において保護がなされる日数は、必要最小限とし、保護の継続が必要な場合は、里親やファミリーホーム、児童養護施設等への一時保護委託を検討しています。

令和6年度には、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和6年内閣府令第27号）が定められ、都道府県等においても一時保護施設の設備および運営について、条例で定めることとなりました。この基準は、一時保護施設におけるこどもの状況が様々であり、一律の対応ではなく個々の事情・態様に応じた個別ケアが求められていることから、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置基準等、一時保護施設の質を担保するための事項について規定されています。

一時保護を行う際に、こどもに対して、こどもの権利、意見表明等支援の仕組み、一時保護を行う理由等について、年齢や発達の状況に応じた説明を行うことや、こどもの意見や意向を尊重した支援を行っていく必要があります。

2 本県の現状

（1）一時保護施設の体制

本県に2か所あった一時保護施設はいずれも老朽化していたことから、令和5年10月に新設移転し、一時保護施設を1か所に集約しました。男女別フロアとなり、個室スペースも多く確保した環境を整備しました。

本県においても令和6年度に一時保護施設の設備・運営基準に関する条例を制定し、条例に沿った形での体制により支援を行っていくこととしています。

【一時保護施設の概要（平成6年4月現在）】

- ・ 児童・女性相談所一時保護施設（福井市） 令和5年建築
定員25名（個室11、2人部屋6、幼児室1）

（2）こどもの状況に応じた一時保護

一時保護の理由やこどもの状況等を総合的に判断して、可能な限り原籍校への通学がで

きるように児童養護施設や里親などに一時保護を委託しています。

精神的不安定や発達障がい等により個別的な配慮が必要なこどもも増加しており、こどもの年齢や特性、教育環境の保障等を考慮した生活環境が必要となっており、保育士や児童指導員による生活面の支援に加え、心理職員による心理的ケア、教員による学習指導等を行うほか、児童の特性に応じた対応を行うため、設備・運営基準の規定に沿った職員体制の確保、職員の育成が必要になっています。

(3) 一時保護の状況

県の一時保護施設での平均在所日数は平成30年度の約35日と比べ、令和5年度は20日となり一時保護の目的を達成するために必要最小限の期間としています。また、保護者の同意なくやむを得ず法定期間の2か月を超える場合には家庭裁判所の承認を得ています。

3 取組

(1) 一時保護の体制整備

- ・ こどもの安全確保を最優先に、必要に応じて警察などの関係機関と連携して適切かつ迅速な一時保護を行います。
- ・ こども、保護者の意向やアセスメントの結果を踏まえて、こどもが安心して過ごせる一時保護の場所等を選定します。
- ・ こどもを一時保護する期間について、一時保護の目的を達成するために必要となる最小限の期間とします。

(2) 一時保護施設での適切な養育の実施

- ・ こどもの様々な事情や態様に応じた個別ケアを推進するため、状況に応じて安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができる職員体制や環境を整備します。
- ・ 一時保護施設内のルールについて、こどもの意見を聴きながら、反映できる部分は見直し、反映できない場合もこどもにその理由を説明します。
- ・ こどもに適切なケアが提供できるよう、職員配置を強化すると共に、心理職員等による心理的ケアを実施します。
- ・ 学習については原籍校と連携の上、教員による学習指導内容を充実させます。
また、原籍校へ通学できるよう一時保護施設以外への委託を検討するとともに、一時保護施設からの通学についても、こどもの安全が確保された場合は、個々の状況に応じて対応できるよう、実施方法や体制も含め検討します。

(3) 一時保護委託による適切な養育の実施

- ・ こどもの特性・状況に応じた一時保護や、こどもの意見を聞きながら可能な限り原籍校へ通学できるよう、一時保護施設以外の里親やファミリーホーム、児童養護施設等の委託先の確保に努めます。

- ・医療機関や障害児入所施設等と連携し、精神的に不安定であったり発達障がい等のある特別な配慮を必要とするこどもへの医療的なアプローチを行いながら、最適な施設への委託や適切なケアを提供します。

（４）一時保護施設の適切な運営と質の向上

- ・一時保護施設が行う業務の質について第三者による評価を行い、当該業務の質の向上を図ります。
- ・一時保護施設職員の専門性を向上させるための研修内容を充実するとともに、研修機会の拡大を図ります。

4 評価指標

	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
一時保護施設の定員数	25 人	25 人
一時保護施設職員の研修参加割合★	14% (2人/14人)	100%
第三者評価を実施している一時保護施設数	0 施設	1 施設

【3】児童相談所の体制強化

1 基本的考え方

児童相談所の児童虐待対応件数は1,000件前後で高止まりしており、複雑・困難なケースも増加しています。

国においても、令和6年度に「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を一部改正し、児童福祉司の増員、児童相談所職員研修の充実による人材育成、定着支援の充実を図ることとしています。

令和4年改正児童福祉法や令和7年6月に開始される一時保護時の司法審査に確実に対応していくため、国、県および市町における児童虐待対応にかかる体制のさらなる強化や人材確保、育成・定着支援等を進める必要があります。

2 本県の現状

本県の児童相談所の体制

本県は、児童・女性相談所（福井市）と敦賀児童相談所（敦賀市）の2か所の児童相談所を設置しています。福井市にある児童・女性相談所は、令和6年4月に新築移転し、相談機能の強化や環境改善を図っています。

職員体制については、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って順次職員配置を進めており、児童福祉司・児童心理司は令和2年度に比べ令和6年度までに15人増員し、現時点で必要となる職員数を確保・配置しています。

一方、増員した児童福祉司・児童心理司の多くは年齢や経験年数が浅く、職員育成と定着支援が今後の課題といえます。

児童相談所にはその他の職員として、嘱託の精神科医や専任の保健師および警察官を配置しており、医療や保健、警察と連携しやすい職員体制を整えています。

弁護士については、児童相談所と県弁護士会とで契約を交わし、随時弁護士への相談ができる体制を整えています。

○児童相談所専門職員の配置状況 各年4月1日現在

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童福祉司	25人	38人	39人	38人	35人
うちスーパーバイザー	4人	7人	7人	10人	10人
児童心理司	12人	14人	13人	13人	17人
合計	37人	52人	52人	51人	52人

3 取組

児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化

- 児童福祉司や児童心理司、スーパーバイザー等の専門職員を適切に配置し、職員体制の充実を図るとともに、職員の人材育成を行い専門性の向上を図ります。
- 定着支援として、令和3年度から特に採用2年目までの職員には「中堅職員によるアドバイザー」、「課長補佐級以上の職員によるスーパーバイザー」といったアドバイザー

制度の体制を整えているところであり、個々に指定されたアドバイザーと定期的な面談等を通じて、経験の浅い職員への支援や指導など、ケアの充実、強化に努めます。

- ・ 職員研修は、これまでの研修体系を見直し、市町や施設職員との合同研修のさらなる充実、初任者以外の職員への研修機会の確保や質の高い研修をノウハウのある民間団体に委託して実施します。
- ・ 児童虐待防止や保護者支援に高い知見とスキルを有する大学等の関係機関と連携し、体罰や児童虐待を行った保護者に対するカウンセリングや指導等の充実を図ります。
- ・ 県内の医療機関とも連携し、継続した嘱託医の確保に努めます。
- ・ 弁護士等から専門的な助言を受け、法的根拠に基づく業務を遂行します。
- ・ 令和7年6月開始の一時保護時の司法審査について体制を整え、適正に実施します。
- ・ 児童相談所が行う業務の質について第三者による評価を行い、質の向上を図ります。

4 評価指標

		令和 6 年度 (2024 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
児童相談所の管轄人口		【嶺北】 611,126 人 【嶺南】 127,946 人	【嶺北】 586,570 人 【嶺南】 122,180 人
第三者評価を実施している児童相談所数		0 か所	2 か所
児童相談所 専門職員数	児童福祉司	35 人	35 人以上
	うちスーパーバイザー	10 人	10 人以上
	うち市町支援児童福祉司	1 人	1 人以上
	児童心理司	17 人	17 人以上
	保健師	2 人	2 人以上
県、市町、施設職員に対する研修実施回数（県実施分）（再掲）		7 回	10 回以上

参 考 資 料

福井県社会的養育推進計画の策定経過

日 程	内 容
令和6年5月8日～	社会的養育関係機関へのヒアリング 社会的養育経験者等へのヒアリング
令和6年7月11日 令和6年7月16日 令和6年7月10日	第1回福井県社会的養育推進計画策定のための環境整備 WG 第1回福井県社会的養育推進計画策定のための相談支援 WG 第1回福井県社会的養育推進計画策定のための施設・里親 WG ・前回計画の進捗状況 ・福井県社会的養育推進計画の方向性
令和6年8月29日	第1回福井県社会的養育推進計画策定委員会の開催 ・前回計画の進捗状況 ・福井県社会的養育推進計画の方向性
令和6年8月1日～ 令和6年9月4日 令和6年9月5日	市町へのアンケート調査 施設・市町・県合同会議(嶺北) 施設・市町・県合同会議(嶺南)
令和6年10月18日 令和6年10月18日 令和6年10月16日	第2回福井県社会的養育推進計画策定のための環境整備 WG 第2回福井県社会的養育推進計画策定のための相談支援 WG 第2回福井県社会的養育推進計画策定のための施設・里親 WG ・福井県社会的養育推進計画の骨子 ・福井県社会的養育推進計画の指標
令和6年10月28日	第2回福井県社会的養育推進計画策定委員会の開催 ・福井県社会的養育推進計画の骨子 ・福井県社会的養育推進計画の指標
令和6年12月	施設入所児童、里親委託児童へのアンケート調査
令和7年2月3日	第3回福井県社会的養育推進計画策定委員会の開催 ・福井県社会的養育推進計画(案)について
令和7年2月17日～ 3月10日	パブリックコメントの実施

福井県社会的養育推進計画策定委員会開催要領

1 目 的

「福井県社会的養育推進計画」の策定にあたり、社会的養護経験者や学識経験者、専門機関等からの意見を幅広く聴いて進めていくため、福井県社会的養育推進計画(以下「計画」という。)策定委員会(以下「委員会」という。)を開催する。

2 委員会の構成と所掌事項

委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1)計画の策定を行う際の基本的方向に関すること。
- (2)計画に盛り込むべき施策に関すること。

3 委 員

- (1)各委員は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2)委員の任期は、令和7年3月31日とする。

4 運 営

- (1)委員会には、委員互選により委員長を置く。
- (2)委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- (3)委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。
- (4)委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

5 庶 務

委員会の庶務は、福井県健康福祉部児童家庭課において処理する。

6 そ の 他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

福井県社会的養育推進計画策定委員会 出席者一覧

(五十音順 敬称略)

氏 名	備 考
伊藤 善幸	美浜町こども未来課長
浦 利枝	坂井市健康福祉部子ども福祉課長
生出 諄	越前市社会福祉協議会 職員
大古 実香	エズ・ピース代表
岡崎 和恵	福井県母子寡婦福祉連合会長
加藤 まどか	福井県立大学学術教養センター准教授
金井 亨	福井弁護士会弁護士
木村 愛子	福井県みらい子育てネット母親クラブ連絡協議会顧問
西行 智美	福井市春山小学校長
澤田 夏彦	福井県社会福祉協議会保育部会長
高村 昌裕	福井県知的障害者福祉協会会長
橋本 達昌	福井県社会的養護施設協議会長 全国児童家庭支援センター協議会長
福谷 光則	福井県里親会長
松木 健一	福井大学副学長
山本 道次	社会福祉法人白梅学園長

(事務局)

福井県健康福祉部児童家庭課
福井県児童・女性相談所
嶺南振興局敦賀児童相談所

「福井県社会的養育推進計画」策定のためのワーキンググループ開催要領

1 目 的

「福井県社会的養育推進計画」の策定にあたり、実務関係者や専門機関等の意見を聴いて進めていくため、福井県社会的養育推進計画（以下「計画」という。）策定のためのワーキンググループ（以下「委員会」という。）を開催する。

2 ワーキンググループの構成と所掌事項

ワーキンググループは、次に掲げる事項について所掌する。

（１）環境整備ワーキンググループ

主に、こどもの権利擁護、社会的養育が必要な児童の見込みに関すること。

（２）相談支援ワーキンググループ

主に、相談支援、在宅家庭支援に関すること。

（３）施設・里親ワーキンググループ

主に、児童入所施設、里親、児童の自立支援に関すること。

3 メンバー

（１）各ワーキンググループは、別紙に掲げるメンバーをもって構成する。なお、メンバーの出席が難しい場合は、代理者が出席することを妨げない。

（２）メンバーの任期は、令和7年3月31日とする。

4 運 営

（１）各ワーキンググループの会議進行等は福井県健康福祉部児童家庭課が行う。

（２）各メンバーは、ワーキンググループで取得した個人情報等をワーキンググループ外に漏らしてはならない。

5 庶 務

各ワーキンググループの庶務は、福井県健康福祉部児童家庭課において処理する。

6 そ の 他

この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

「福井県社会的養育推進計画」策定のための
環境整備ワーキンググループメンバー

	所属	職名等	氏名
1	児童養護施設 ほほ咲みの郷	児童指導員	中川 孝佳
2	児童養護施設 偕生慈童苑	事務長	山端 喜代治
3	児童養護施設 一陽	ケアワーカー	板谷 ゆり
4	福井県社会福祉士会	会長	須磨 航
5	児童・女性相談所 心理判定課	課長	川崎 幸宏
6	児童・女性相談所 一時保護課	主任	荒井 香織
7	敦賀児童相談所 相談判定課	課長	津田 都
8	児童家庭課	課長	藤原 美由紀
9		参事	田淵 文子
10		総括主任	小泉 憲夫
11		主任	野澤 晴彦

「福井県社会的養育推進計画」策定のための
相談支援ワーキンググループメンバー

	所属	職名等	氏名
1	済生会乳児院	家庭支援専門相談員	河端 英子
2	児童養護施設 ほほ咲みの郷	里親支援専門相談員	中島 怜美
3	児童養護施設 白梅学園	施設長	山本 達也
4	児童養護施設 吉江学園	園長	平野 美可
5	児童家庭支援センター 一陽	心理担当職員	明石 秀美
6	親子関係支援センター やまりす	センター長	芝 康弘
7	福井市こども未来部こども家庭センター	主幹	高島 庸子
8	美浜町こども未来課子ども子育てサポートセンター	保健師	幸光 里美
9	義務教育課	主任	青木 毅志
10	こども未来課	主任	大谷 住恵
11	児童・女性相談所 家庭支援課	課長	奥谷 朋子
12	敦賀児童相談所 相談判定課	課長	津田 都
13	児童家庭課	課長	藤原 美由紀
14		参事	田淵 文子
15		総括主任	小泉 憲夫
16		主任	野澤 晴彦

「福井県社会的養育推進計画」策定のための
施設・里親ワーキンググループメンバー

	所属	職名等	氏名
1	白梅学園 乳児院	施設長	山本 道次
2	一陽	副施設長	霜 大輝
3	さくらの木	施設長	下田 真記
4	ファミリー芦原	施設長	山内 敏恵
5	足羽学園	副施設長	岡崎 ゆかり
6	エズ・ピース	代表	大古 実香
7	越前市社会福祉協議会	事務局員	生出 諄
8	福井県里親会	会長	福谷 光則
9	福井県家庭養護推進ネットワークフォス タリング事業部福さと	事務部長	芝 康弘
10	敦賀市子育て政策課	室長補佐	青山 昌代
11		主任社会福祉士	江戸 宏和
12	坂井市こども福祉課	保健師	山口 佐知子
13	越前町子ども未来課	主事	水谷 幸奈
14	障がい福祉課	総括主任	鈴木 陽介
15	児童・女性相談所 社会的養育課	課長	高橋 佳絵
16		主任	藤原 ひとみ
17	敦賀児童相談所 相談判定課	課長	津田 都
18	児童家庭課	課長	藤原 美由紀
19		参事	田淵 文子
20		総括主任	小泉 憲夫
21		主任	野澤 晴彦

福井県社会的養育推進計画

発行 令和7年3月
編集 福井県健康福祉部児童家庭課
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
TEL (0776)20-0343
FAX (0776)20-0640
Email jidou@pref.fukui.lg.jp